平成28年白老町議会定例会12月会議会議録(第3号)

平成28年12月15日(木曜日)

開 議 午前10時00分

散 会 午後 5時01分

○議事日程 第3号

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 一般質問
- 第 4 議案第 1号 平成28年度白老町一般会計補正予算(第10号)
- 第 5 議案第 2号 平成28年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 第 6 議案第 3号 平成28年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)
- 第 7 議案第 4号 平成28年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計補正予算(第1号)
- 第 8 議案第 5号 平成28年度白老町墓園造成事業特別会計補正予算(第3号)
- 第 9 議案第 6号 平成28年度白老町水道事業会計補正予算(第1号)
- 第10 議案第 7号 白老町農業委員会の委員の定数を定める条例の制定について
- 第11 議案第 8号 白老町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議案第 9号 白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議案第10号 白老町立特別養護老人ホーム寿幸園の指定管理者の指定について
- 第14 議案第11号 白老町体育施設の指定管理者の指定について
- 第15 議案第12号 白老町北吉原はまなすスポーツセンター及び北吉原運動広場の指定管 理者の指定について
- 第16 議案第13号 白老町民温水プールの指定管理者の指定について
- 第17 議案第14号 財産の無償譲渡について
- 第18 議案第15号 東胆振広域圏振興協議会の廃止について
- 第19 議案第16号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について
- 第20 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第21 諮問第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第22 報告第 1号 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定について)
- 第23 報告第 2号 定期監査の結果報告について 報告第 3号 例月出納検査の結果報告について
- 第24 承認第 1号 議員の派遣承認について
- 第25 意見書案第13号 安心な社会保障と強い地域経済を構築するための地方財政措置を 求める意見書(案)
- 第26 意見書案第14号 子ども医療費無料化を国の制度として創設することを求める意見

書(案)

- 第27 意見書案第15号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書(案)
- 第28 意見書案第16号 大雨災害に関する意見書(案)
- 第29 常任委員会所管事務調査の報告について

(総務文教常任委員会)

(産業厚生常任委員会)

(広報広聴常任委員会)

第30 特別委員会の調査報告について

(白老町財政健全化に関する調査特別委員会)

第31 諸般の報告

(次期所管事務調査の報告、要望書等の配付)

第32 休会について

〇会議に付した事件

一般質問

議案第 1号 平成28年度白老町一般会計補正予算(第10号)

議案第 2号 平成28年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)

議案第 3号 平成28年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)

議案第 4号 平成28年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計補正予算(第1号)

議案第 5号 平成28年度白老町墓園造成事業特別会計補正予算(第3号)

議案第 6号 平成28年度白老町水道事業会計補正予算(第1号)

議案第 7号 白老町農業委員会の委員の定数を定める条例の制定について

議案第 8号 白老町税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 9号 白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第10号 白老町立特別養護老人ホーム寿幸園の指定管理者の指定について

議案第11号 白老町体育施設の指定管理者の指定について

議案第12号 白老町北吉原はまなすスポーツセンター及び北吉原運動広場の指定管理者の 指定について

議案第13号 白老町民温水プールの指定管理者の指定について

議案第14号 財産の無償譲渡について

議案第15号 東胆振広域圏振興協議会の廃止について

議案第16号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について

諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

諮問第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

報告第 1号 専決処分の報告について

(損害賠償の額の決定について)

報告第 2号 定期監査の結果報告について

報告第 3号 例月出納検査の結果報告について

承認第 1号 議員の派遣承認について

意見書案第13号 安心な社会保障と強い地域経済を構築するための地方財政措置を求める 意見書(案)

意見書案第14号 子ども医療費無料化を国の制度として創設することを求める意見書(案)

意見書案第15号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書(案)

意見書案第16号 大雨災害に関する意見書(案)

常任委員会所管事務調査の報告について

(総務文教常任委員会)

(産業厚生常任委員会)

(広報広聴常任委員会)

特別委員会の調査報告について

(白老町財政健全化に関する調査特別委員会)

〇出席議員(14名)

	1番	Щ	田	和	子	君	2番	小	西	秀	延	君	
	3番	吉	谷		孝	君	4番	広	地	紀	彰	君	
	5番	吉	田	和	子	君	6番	氏	家	裕	治	君	
	7番	森		哲	也	君	8番	大	渕	紀	夫	君	
	9番	及	Ш		保	君	10番	本	間	広	朗	君	
1	1 1 番	西	田	祐	子	君	12番	松	田	謙	吾	君	
1	13番	前	田	博	之	君	14番	Щ	本	浩	平	君	

〇欠席議員(なし)

〇会議録署名議員

8番 大 渕 紀 夫 君 9番

10番 本 間 広 朗 君

9番 及 川 保 君

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町			長	戸	田	安	彦	君
副	田	Ţ	長	古	俣	博	之	君
副	田	丁	長	岩	城	達	己	君
教	官	ì	長	安	藤	尚	志	君
総	務	課	長	岡	村	幸	男	君
財	政	課	長	大	黒	克	巳	君
企	画	課	長	高	尾	利	弘	君

地域振興課長 高 橋 裕明 君 経済振興課長 森 玉 樹 君 農林水産課長 間 力 君 本 生活環境課長 山 本 康 正 君 町 民 課 長 畑 正 明 君 田 税 務 課 長 久 保 雅 計 君 上下水道課長 工 藤 智 寿 君 建 設 課 長 竹 田 敏 雄 君 健康福祉課長 下 河 勇 生 君 高齢者介護課長 田 尻 康 子 君 学校教育課長 本 岩 寿 彦 君 生涯学習課長 武 永 真 君 消 防 長 中 村 君 諭 病院事務長 宮 野 淳 史 君 查 委 員 菅 原 道 幸 君 地域振興課アイヌ施策推進室長 遠 藤 通 昭 君 経済振興課港湾室長 雅 赤 城 君 也

○職務のため出席した事務局職員

 事 務 局 長 南 光 男 君

 主 査 増 田 宏 仁 君

◎開議の宣告

〇議長(山本浩平君) ただいまから昨日に引き続き議会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎会議録署名議員の指名

○議長(山本浩平君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、議長において、8番、大渕紀夫議員、9番、及川保議員、10番、本間広朗議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎議会運営委員長報告

○議長(山本浩平君) 日程第2、議会運営委員長報告をいたします。

議会運営委員長から、本日の再開前に開催した議会運営委員会での本会議の運営における協 議の経過と結果について報告の申し出がございますので、これを許可いたします。

議会運営委員会吉田和子委員長。

〔議会運営委員会委員長 吉田和子君登壇〕

〇議会運営委員会委員長(吉田和子君) 議長の許可をいただきましたので、本日の会議前に 開催した議会運営委員会の経過と結果についてご報告いたします。

本委員会での協議事項は、定例会12月会議の運営に関する件であります。

審議当日の配付としている諮問第1号及び諮問第2号の人事に係る議案2件について、古俣 副町長から説明があり、いずれも、本日の議事日程といたしました。

以上、議会運営委員長の報告といたします。

O議長(山本浩平君) ただいま議会運営委員長の報告がありました。 委員長報告に対して質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(山本浩平君) 質疑なしと認めます。

これで委員長報告は報告済みといたします。

◎一般質問

○議長(山本浩平君) 日程第3、昨日に引き続き一般質問を続行いたします。 通告順に従って発言を許可いたします。

◇ 松 田 謙 吾 君

〇議長(山本浩平君) 12番、松田謙吾議員、登壇願います。

〔12番 松田謙吾君登壇〕

O12番(松田謙吾君) 12番、松田です。ちょっと待ってください。

〇議長(山本浩平君) 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時03分

再開 午前10時04分

○議長(山本浩平君) それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

12番、松田謙吾議員。

[12番 松田謙吾君登壇]

- O12番(松田謙吾君) 12番、松田です。一般質問を行います。それでは、ごみ全体の財政収支と広域の現状について、25年、26年、27年と28年度について。
 - (1)、ごみ処理の現状と収支。
 - ①、まちのごみ処理にかかわる量と経費について。
 - ②、広域ごみ処理搬入量、処理負担金、建設負担費、ダイオキシン追跡調査負担金の状況。 (2)、バイオマス事業の現状と収支について。
 - ①、バイオマス事業の生産量、販売収入、施設運営費、起債償還額の収支について。
- ②、町民が出す燃料ごみ回収量と購入している雑紙類、廃プラスチック類、チップダストの搬入量と購入金額について。
 - ③、バイオマス事業を縮小、町民に一番負担の少ない最良の方法についての見解は。
- ④、バイオマス事業を2017年から4年間、室蘭工業大学と塩素濃度削減や効率化について研究を進めると報道されているが、見解の説明を願いたい。

以上です。

〇議長(山本浩平君) 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

〇町長(戸田安彦君) ごみ処理全体と広域処理の現状についてのご質問であります。

1項目めのごみ処理の現状と収支についてであります。

1点目のまちのごみ処理にかかわる量と経費についてでありますが、平成25年度の白老町全体のごみ処理量は6,951トン、ごみ処理全体に係る経費としてはごみ袋売却収入、固形燃料売却収入等の歳入合計が1億45万8,000円、対しまして登別市広域負担金、環境衛生センター運営経費、バイオマス燃料化施設運営経費等の歳出合計が4億9,477万円、差し引き3億9,431万2,000円となっております。26年度のごみ処理量は7,077トン、経費については歳入合計額が6,700万5,000円、歳出合計額が3億9,966万8,000円、差し引き3億3,266万3,000円となっております。27年度のごみ処理量は7,196トン、経費については歳入合計額が1億1,661万3,000円、歳出合計額が4億4,100万1,000円、差し引き3億2,438万8,000円となっております。28年度は、ごみ処理量7,173トン、経費については歳入合計額が6,532万3,000円、歳出合計額が3億9,771万8,000円、差し引き3億3,239万5,000円を見込んでおります。

2点目の広域ごみ処理搬入量、負担金、建設負担金、ダイオキシン追跡調査負担金の状況についてでありますが、25年度の広域処理ごみ量は1,057トン、登別市に支払う広域処理負担金合計額は1億2,302万5,000円、そのうち建設費負担金が6,152万8,000円、ダイオキシン対策分は

ございません。26年度の広域処理ごみ量は6,640トン、広域処理負担金合計額は1億7,748万5,000円、そのうち建設費負担金が3,113万3,000円、ダイオキシン対策分はございません。27年度の広域処理ごみ量は6,735トン、広域処理負担金合計額は1億7,424万1,000円、そのうちダイオキシン対策分は904万4,000円となっております。建設費負担金は、26年度で終了となっております。28年度の広域処理ごみ量見込みは6,726トン、広域処理負担金見込み額は1億7,601万8,000円、そのうちダイオキシン対策分は1,177万6,000円となっております。

2項目めのバイオマス事業の現状と収支についてであります。

1点目のバイオマス燃料化施設の生産量と収支、起債償還額についてでありますが、25年度は固形燃料生産量6,154トン、歳入合計額は3,939万円、歳出合計額は2億9,636万1,000円、うち起債償還額は6,485万3,000円であり、差し引き2億5,697万1,000円となっております。26年度生産量は1,530トン、歳入合計額907万6,000円、歳出合計額1億4,015万1,000円、うち起債償還額6,471万3,000円であり、差し引き1億3,107万5,000円となっております。27年度生産量は火災の影響もあり834トン、歳入合計額5,722万5,000円、歳出合計額1億7,014万3,000円、うち起債償還額は6,457万6,000円であり、差し引き1億1,291万8,000円となっております。28年度生産予定量は1,185トン、歳入合計額703万9,000円、歳出合計額1億2,926万2,000円、うち起債償還額6,443万2,000円であり、差し引き1億2,222万3,000円を見込んでおります。

2点目の町民が出す燃料ごみ回収量と購入している雑紙類、廃プラスチック類、チップダストの量と金額についてでありますが、燃料ごみ回収量につきましては25年度291トン、26年度368トン、27年度392トン、28年度は386トンを見込んでおります。また、購入している副資材の量と金額ですが、25年度雑紙類購入量が1,071トン、696万6,000円、廃プラ類が983トン、320万2,000円、チップダストが2,033トン、21万4,000円、26年度は雑紙類が188トン、200万円、廃プラ類が589トン、151万8,000円、チップダストが705トン、11万5,000円、27年度は雑紙類が16トン、14万4,000円、廃プラ類が204トン、22万9,000円、チップダストが96トン、1万6,000円、28年度は雑紙類355トン、230万7,000円、廃プラ類232トン、79万円の購入を見込んでおります。

3点目のバイオマス事業を縮小、町民に一番負担の少ない最良の方法の見解についてでありますが、現在のバイオマス燃料化施設の稼働については当初の計画どおりにいかない状況でありますが、町民負担が最も少ない方法を模索しながら進めております。今後さらに町民負担を少なくするため、稼働のあり方について見直しを図りながら運営経費を削減する努力を続けてまいります。

4点目の室蘭工業大学との共同研究を進めるとの新聞報道についてでありますが、この共同研究は本町においては今後のバイオマス事業の方向性を考える一つの方策であり、室蘭工業大学には燃焼研究の専門家の立場から総合的なアドバイスをいただく考えでおります。また、室蘭工業大学においては地球温暖化防止策を導き出すバイオマス事業の実証実験施設としての意味合いから、共同研究として位置づけております。

〇議長(山本浩平君) 12番、松田謙吾議員。

[12番 松田謙吾君登壇]

O12番(松田謙吾君) 12番、松田です。今ご説明がいろいろありました。確認だけしておき

たいのですが、28年度の白老のごみにかかわる経費が 3 億3, 239万5, 000円と、こうありました。それから、②においても 1 億7, 601万8, 000円と広域ごみ処理費ありましたけれども、今説明があったこれ間違いないですね、ここだけ確認しておきたい。

- 〇議長(山本浩平君) 山本生活環境課長。
- **〇生活環境課長(山本康正君)** 間違いございません。
- 〇議長(山本浩平君) 12番、松田謙吾議員。

[12番 松田謙吾君登壇]

O12番(松田謙吾君) 松田です。もう一つだけ確認しておきたいのですが、20年度の広域処理、リサイクルセンターの負担金が1億7,242万3,000円、これ間違いないですか。20年のことだけれども、わからないなら、わからないでいい。確認だけしておく。

〇議長(山本浩平君) 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時16分

○議長(山本浩平君) 休憩を閉じて会議を再開いたします。

12番、松田謙吾議員。

〔12番 松田謙吾君登壇〕

- O12番(松田謙吾君) 後からお話ししたいのですが、ここだけ確認しておきたいのですが、これは21年の3月号、町民に説明したやつ。これには、20年度の維持管理負担金も含めて登別の広域処理の負担は1億7,242万3,000円でした、こう書いてあるのです。これだけ覚えておいて、後から質問するものだから。
- (2)のバイオマス事業の収支についてのところに行きますが、飴谷前町長は、全国で初めての方法、飴谷前町長が考えたのは北海道大学、室蘭工業大学、北海道庁、日本製紙、白老町の5者ですから、白老清掃だと思います。5者の産学官の連携によってこの事業がなされたものだと。日本製紙、白老町、両方にメリットがあって初めて進むもので、まちというのは働いている人が実は支えているのだ。大変な財政状況の中で、この事業は財政に大きく貢献をするのだ。まちが成り立つ基本的なメカニズムと考えている。メカニズムというのは仕掛けという意味なのですが、まちの仕掛けなのだと、こう言っております。そして、21年4月1日、リサイクルセンターの操業について、これもまた21年の3月号にも書いてあるのですが、大きな財政効果、年間運営管理費約2億円で行うのだと。固形燃料の売却収入と食品加工の残渣手数料、日本製紙の寄付金でまちの負担は1億918万8,000円、要はリサイクルセンターの運営はまちの持ち出しは1億918万8,000円で行うのだと。これも「げんき」3月号、21年3月に町民に説明をしております。1億918万8,000円、こう説明をしております。ですから、これから事業が始まったわけなのです。そして、先ほども言ったように、登別広域負担1億7,242万3,000円、先ほど説明したとおりです。そして、35年までの効果額が8億911万8,000円になる、こう町民に説明しております。21年から28年まで、この8年間の総投資額は幾らになりますか。

〇議長(山本浩平君) 山本生活環境課長。

〇生活環境課長(山本康正君) バイオマス事業の総投資額ということでご説明をさせていただきます。

平成28年度の予算額まで含めた計算でございますが、こちらは建設費、それから運営費に係る一般財源負担分を含めますと26億5,094万円となります。

〇議長(山本浩平君) 12番、松田謙吾議員。

[12番 松田謙吾君登壇]

- **O12番(松田謙吾君)** 26億5,094万5,000円が総投資額、この投資額、そのうち26年、27年、28年の3年間、先ほどの町長の答弁にありました。このうちの3年間の持ち出しが3億3,440万円になるのです。これ間違いないか、どうですか。
- 〇議長(山本浩平君) 山本生活環境課長。
- **〇生活環境課長(山本康正君)** 先ほど答弁させていただいた合計額は、そのようになるかと 思います。
- 〇議長(山本浩平君) 12番、松田謙吾議員。

[12番 松田謙吾君登壇]

O12番(松田謙吾君) 12番、松田です。先ほど3億6,621万6,000円、これ3年間ですね、これを割ると1日当たり3万3,440円、これ毎日持ち出していることになります。私の計算ではです。そこで、26年、28年、この収支、先ほど説明がありましたけれども、結局は家庭からの雑紙回収1,147.2トンでした。それから、3年間の購入雑紙、廃プラスチック、チップダスト、2,413.56トン、この金額が1,021万6,000円購入しております。それから、環境センターに積み置きをしている余剰生成物758トン、合わせて4,345.76トンを資源に3,551.79トンの固形燃料をこの3年間で生産いたしました。そして、この固形燃料の売却収入は2,173万円です。そして、購入資源代金を差し引くと3年間のバイオマス事業の収入は1,035万7,000円なのです。そして、支出としては施設運営費1億9,356万8,000円、起債償還1億9,372万1,000円、計4億3,955万6,000円から固形燃料売却収入と火災保険見舞金5,226万7,000円の7,334万円を差し引くと3億6,211万6,000円、これが先ほど言った持ち出しになります。要はこの3年間で1,085万7,000円の収入を得るために3億6,621万6,000円、一般会計の持ち出しをしたのです。バイオマス事業の操業が町民に一番負担の少ない方法、これがバイオマス事業の今の現状なのです。私は、大きな寄り道をしたと、回り道をしたなと、こんな思いをしているのです。

それで、先ほど答弁もありましたけれども、3点目のバイオマス、町民に一番少ない方法の見解についてでありますが、これは答弁ありました。25年の10月に町長の口述として、町民負担が一番少ない方法、環境面ですぐれた事業であるが、今後整備更新等で多額の費用が必要であり、財政が逼迫している中でこのまま継続していくのは困難だと。廃止とした場合、補助金の返還と起債の一括償還、解体費用、これが26年3月、補助金4,218万6,900円と起債の一部償還4,849万8,000円、施設解体が1億6,737万円、合わせて10億6,973万1,000円がかかるから、現時点ではこの負担に耐えられない。したがって、財政負担、つまり町民負担が一番少ない方法を選択する。そして、本事業を縮小してごみ処理を広域処理とする。こういう方針が出たわけで、現在進んでいるのです。今のこの段階ではやめることができないのだと、だから継続する

のだということですが、今の段階で、28年末の段階でこの補助金、それから起債残高、これは 幾らになるのかお聞きしたいと思います。今の段階で。

- 〇議長(山本浩平君) 山本生活環境課長。
- 〇生活環境課長(山本康正君) 今の段階ということで。

[「28年度末の段階で」と呼ぶ者あり]

〇生活環境課長(山本康正君) 28年度末ということで申し上げます。

それでいきますと、まず補助金のほうが 2 億7,002万2,000円の計算でございます。それから、起債のほうが 4 億4,796万5,000円。合計しますと 7 億1,798万7,000円という計算になってございます。

O議長(山本浩平君) 12番、松田謙吾議員。

[12番 松田謙吾君登壇]

○12番(松田謙吾君) ただいま説明いただきましたが、要は今28年度末でバイオマス事業縮小型をやめるとすれば、どうしても補助金を返さなければならないのは2億7,002万2,000円、当時は4億2,188万円だったのだけれども、28年度末では2億7,000万円です。これだけ払えば、少なくとも縮小、バイオマス事業がやめられるのです。起債償還のほうは、私は地元銀行から調達していると思うのだけれども、これはやめる段階で一括償還しなくてもいろいろな話し合いでできるのではないのか。それから、施設の解体、これは1億6,000万円ぐらいですよね。起債と解体は、これはまちがどうでもできることなのだ。町長の裁量によって、銀行と話し合えばいいし、それから解体は延ばしてもいいし、何かに使うことを考えることもあるだろう。そうすれば、どうしても国に言ってもどうにもらちが明かないのであれば、2億7,000万円を、今7億800万円ありますよね、財調に、払えない額ではないです。どうしてもだめなのだから、であるからやっぱり町長ここで決断しなければだめなのだ。先ほど言った3年間で3億6,000万円持ち出して、要は一般財源を繰り入れして、言うなれば赤字なのだ。これを少なくとも大学とこれから4年間研究すると言っているから、4年間は続けるつもりかもしれないけれども、そうすれば1年間1億2,000万円ぐらいずつまたいくのです。4年やれば約5億円いくのだ、5億円近く。

こういうことを考えると、町長だって5年超えたのだ、6年目だ。何も町民に遠慮しないで、ありのままを話して、2億7,000万円を財調からおろして一括償還して、そして起債は銀行と話し合えばいいのだ、もうちょっと長く延ばしてもらったりなんなり。それから、解体は、あの施設の利用方法も考えることも1つあるし、日本製紙とよく話し合ってやる方法もあるし、ですから私は28年度をもって思い切ってバイオマス事業、これに一つのけじめをつけるべきだと思う。財政の基本は、入りを計り出ずるを制す、こういつも言っています。ですから、財政規律の面からいったって、これはまちのやることの基本なのだ。ですから、町長、思い切ってけじめをつけるために。もう8年になるのだ。それから、象徴空間が今でき上がるのだ。ほかのまちの方々もたくさん来る。まちの状況どうしたといったら、バイオマスの失敗でこんな状況なのだなんて話せますか。ですから、私は、思い切ってこの2億7,000万円、これを財調からおろしても何してもいいから、28年でけじめをつける。町長、この考え方はどうですか、決断で

きませんか。

〇議長(山本浩平君) 大黒財政課長。

○財政課長(大黒克巳君) ただいまの松田議員のご意見でございますが、起債の一括償還についてちょっとお話をさせていただきたいのですけれども、今回このバイオマス事業に当たりまして借りた起債は一般廃棄物処理事業債ということで、これは銀行資金ではなくて国の資金、北海道財務局のほうから借りているお金でございまして、これにつきましては制度上事業を中止あるいは廃止ということになれば、やはり一括償還はしなければならないということになりますので、今後これを猶予するという部分につきましてはなかなか厳しいかなというふうなことになろうかと思いますので、お答えしておきます。

〇議長(山本浩平君) 戸田町長。

〇町長(戸田安彦君) 今の話は、3年前ですかね、松田議員同じようなことを言われて、私も答弁して、当時は今の財政状況ではそういう判断にいくのは難しいというふうにお話ししましたのは確かでございます。松田議員おっしゃることは重々理解をしておりますし、町民負担が一番ない方法を今でも模索している最中です。今財政課長が言ったとおり、例えばもしやめたとしたら7億円のお金で、財調が今5億円程度でございますから、この金額にはまずいっていないのと、今起債の関係もお話ししました。バイオマス燃料化施設の町民負担のない方策の中の一つとしては、今松田議員おっしゃるとおりも方策の一つとしては考えられると思いますが、一括返還ができないということと、バイオマス燃料化施設をごみ処理を広域化にして今は町民負担がある中でどういうふうに稼働していくかという過程でありますので、この辺はまた別な角度から室蘭工業大学にもお世話になりながら、新たなというのですか、新たなバイオマス燃料化施設の運営方法も含めて進んでいきたいというふうに考えております。

〇議長(山本浩平君) 12番、松田謙吾議員。

〔12番 松田謙吾君登壇〕

O12番(松田謙吾君) 起債は、今課長がお話ししたとおりわかります。だったら、その起債分を地元金融から手だてをして、そして一括償還という方法だってあるでしょう。要は一括償還するのにまだ無理な額だと、それは起債もそうなのだと。であれば、起債分は地元金融機関から借りて、どうせ払うのだから、バイオマス事業を一括償還しても残るのは起債と施設の解体なのだ。これはどこまでも残るのだ、いつか解体しなければならない。ただ、バイオマス事業にけじめつけるために今私の考え方を言ったのであって、町長、これはもうけじめつける時期なのだ。いつまでもいつまでも。町民の一番少ない方法というけれども、約1億2,000万円ずつ財政に穴をあけておいて、一番少ない方法と誰が認めるのですか。私は、一番少ない方法というのはゼロのことをいうのだ。ですから、私は思い切ってと、だからさっき思い切ってと言った。難しいのだ。難しいけれども、町長の思いきった決断でやられないかと言っているのだ。できないのですか、できるでしょう、町長。今象徴空間でいろいろな金もかかるかもしれないけれども、これをやらなければ、今実質公債費比率が下がりつつあって、もっと下がるのだといって、そっちのほうにばかり目を向けているからこういうことになるのだ。実質公債費比率を下げて、給料を下げたくてやっているのでないのか。私はそれよりも、実質公債費比率

う二、三年18超えたっていいのだ。何の支障もないのだ、そのことは。それよりも、バイオマスにけじめつけることが私は29年度に一番先にやることだと思うのですが、町長、もう一回、男として、町長としてその決断できないのか。

〇議長(山本浩平君) 古俣副町長。

○副町長(古俣博之君) 今議員のほうから今後のバイオマスの根本的な結論の出し方についてご提案をいただきました。

本来行政が事業を起こすことについては、必ずと言っていい原則的なものは、行政がやる事 業は町民に対して幸せを導き出すものでなければならない、それが大原則だというふうに認識 しております。ところが、このバイオマス事業に当たっては、なかなか結果がうまく出せない というか、当初の4つの目的が先ほども議員のほうからありましたように出された。ところが、 なかなかクリアしていけないと。そういう中で、では次の方法が何なのかというところで模索 をしているところが今の状況であります。その中で財政的な問題というのは非常に大きな問題 で、今健全化を進めている中で、どうしても少ない経費の中でやっていくことが、町民のかか わりの中では負担の少ない方法として選択したのが今のやり方でございます。選択肢は、今議 員から提案されたようにここですぱっとやめて、そして全てそれで処理をして、新たな出発と いうことがあることは十分わかりつつも、そういうふうな状況にならざるを得ないというか、 今の状況を保つというか、今よりももっと経費削減を図りながら、何とか今ある償還の部分、 それから補助金の部分のところの削減を図る、そのことが将来的な見通しの中では有利ではな いかというふうな方法に立っているところが今の町としての考えでございますので、そこのと ころは方法論の違いは明確にありますけれども、町民の皆様方にもそこのところはご理解をい ただいて、この4年間の期間の実証実験ということのところに当たらせていただきたいという ふうに考えています。

〇議長(山本浩平君) 12番、松田謙吾議員。

〔12番 松田謙吾君登壇〕

O12番(松田謙吾君) 私は、このバイオマス事業がなぜ間違っていたかということは、先ほどからお話ありましたけれども、20年前の広域処理が1億7,618万円です。そして、5年して登別の広域処理に戻って、それから3年たって8年だね。そしたら、先ほども町長の答弁であったように、広域処理してまた1億7,242万2,000円ですか、私が驚きましたのは、20年前の広域処理と、それから8年して戻ってみたら、また同じぐらいなのです、負担金。ですから、私がこのバイオマス事業は大きな回り道したと言うのはこのことなのです。戻ってみたら、また同じだったのです。12年の登別市の広域処理、私はあのころ副議長で、見野元町長と登別市に行って、お願いをしてやった事業なのです。それが8年したら、また同じ、ほぼ同じ処理費だ。私はなぜ遠回りをしたかと先ほども言ったけれども、この遠回りをしなければ白老のまちは先ほど言った26億5,000万円の投資は、これは必要なかったのだ、正直言って。そして、なおかつこのバイオマスの補助金の一括償還、これで悩んでいる。ですから、バイオマス事業の失敗は、このまちもそうだし、職員の給与削減ももとに戻したいといってもこの骨が喉にひっかかって戻せないのも事実なのだ。ですから、私がバイオマス事業をやめるべきだと強く言っているの

はそこにある。

もしやめないとすれば、これからのバイオマス事業を今のままでいくと1億2,000万円ぐらいいくのですが、町長、これからどんな方法で、あのバイオマスをもし継続するとすればやると考えているのですか、どんな方法で。新たな方法あるのですか、29年度から。

〇議長(山本浩平君) 山本生活環境課長。

〇生活環境課長(山本康正君) 運営経費を下げるのは努力という部分でございますけれども、まずは燃料ごみ等をふやすという部分でいきますと、燃料ごみの品目の拡大というのを今検討してございます。それを来年の4月ぐらいからちょっと変更して、少しでも燃料ごみをふやすような努力をしたいというふうに考えています。それでいきますと副資材が少しでも購入しなくて済むと、経費が下がってくるという部分があります。それから、当然機器類の修繕とか、あと製作物の発注についてはできるだけ安いところを探してやるだとかいうこと、当然運営の経費の中で少しでも下げるような努力を今後とも引き続き続けてまいりたいというふうに考えてございます。

〇議長(山本浩平君) 12番、松田謙吾議員。

〔12番 松田謙吾君登壇〕

O12番(松田謙吾君) そのとおりだと思うのですが、ただあれをやるといったって、機械も 老朽化してきている。それから、設備の更新は行わないというのが一つの町長最も少ない方法 で言った言葉ですよね。老朽化してきて、設備の更新は行わないで、あした機械壊れたらどう なるのか。これは、一方では補助金は返還できないし、一方では機械が老朽化して故障した、 整備しないといったら、これをどうするのか。私は、きょうの一般質問はやめれということ1 点に絞って、あと質問しないつもり。私のきょうの1点はやめれということ1点なのだ、きょ うの質問は。でも、どうしても続けるならば、さまざまなチップダストや雑紙等購入している よね、この考え方の見直しと、それから設備の更新、これをきちっとしないと。そして、大学 と4年間の共同研究するというけれども、私は共同研究といったって研究するものなんか何も ないと思う。私はうそから出た方便だと、こう解釈しているのだけれども、私はそう思ってい るのだ。うそから出た方便というのは、これはやってもいい方便なのだ。使ってもいいことに なっているのだ、いい方便は。これがうそから出た方便と言うのだけれども、ですから私はそ う解釈しているから、大学の4年間の研究なんていうのは真っ赤なうそだと思っているのだ。 うその方便だと思っている。でも、そういう言い方しかできないから、ああいう書き方をして いるのだと、こう思うのだけれども、でももし、もしというよりも、4年間研究とかなんとか ということをしながらやっていくとしても、もし最低の方法でやるといったら、購入している 雑紙や、それから廃プラスチック等は一切使わない。それから、環境衛生センターにまだ三千 七、八百トンの不良生成物がある。この処理をちょっとしながら、そして家庭ごみの回収とあ わせたぐらいの最低な方法、私は2人ぐらいでやったらどうかなと思っているのだ。これから のあれを2人ぐらい。6人なんて必要ないと思う。2人ぐらいで、そしてやっていく方法しか 私はないと思っているのだが、その辺の町長の考え方どうですか、やめないとすればその方法 しかないと思うのだ。

〇議長(山本浩平君) 古俣副町長。

○副町長(古侯博之君) 今議員のほうからお話がありました。提案されているここでバイオマス事業の結末をしっかりつける、それも一つの決断といいますか、方法としては町長を含めて私たち理事者のほうもそれの一つの方法としてあるということは重々踏まえております。ただ、これまでも何度もバイオマスの協議の議論の中においては、そういう決断をなしていく過程のところでどうしても決断まで至らない部分があるという事情もご理解をお願いしてきたところでございます。そういう中で、今後このバイオマスの事業をこれから4年間という一つの期限をつけて、室蘭工業大学とのかかわりを含めて稼働していく、そういう中であとできることは、先ほど課長のほうからもありましたように、どれだけ運営経費の削減が図られるか、そこのところが最大のポイントであろうというふうに考えております。そういう意味では、今町民の皆様方から出していただいております燃料ごみの回収の仕方、それからどうしても廃プラスチックについては固めるために、固形にするために必要ですから、そこのところは買わざるを得ない部分はあるかと思いますけれども、そのほか人員的な見直しも含めて考えていく部分があるかどうか、しっかりと押さえながら削減を図ってまいりたいと思っております。

あとは、余剰生成物の今残っている4,000トンの処理というのが、これがこのままでいいのかというふうな問題はしっかりしていかなければならない部分もこのバイオマス事業の今後のあり方だと思っております。そういうことも含めて、室蘭工業大学との燃焼実験をしながら、余剰生成物の処理も考えてまいりたいと思います。大学の共同研究という一つのあり方については、私たちは私たちなりのバイオマスの今後の方策をどうするのかということを導き出す一つのかかわりを持って室蘭工業大学のほうから助言をいただきたいと思っておりますし、室蘭工業大学自身も、今後のバイオマス事業についてはこういうふうなやり方ばかりではなくて、地球の温暖化の関係でいろんな形でのやり方が今出てきています。そういう中で、大学としても今後みずからの研究成果の発表というふうなことも含めて、それがともに重なる形で共同研究というふうなことで進めてまいりたいというふうに思っております。

〇議長(山本浩平君) 12番、松田謙吾議員。

〔12番 松田謙吾君登壇〕

O12番(松田謙吾君) 私はこんなことを質問しているの恥ずかしいぐらいなのだ、何度も何度も。恥ずかしいぐらいなのだけれども、誰も質問しないものだから、しているのだ。私は、今回も一番最後に出しているのだから、その前誰も出さないということ。ですから、新聞報道もあったりして町民も怒っているよ、はっきり言って。またやって、また研究かと怒っている。それでも、町長が今いろいろ言ってもまだ続けると言うのだけれども、町長、こういうことやっていたら多文化のまちづくりにこのバイオマスが大きな影響を与えて、多文化のまちなんかできるのか、こういうことをやっていたら。先ほど言ったように、遠回りして26億5,000万円の金を投資してしまった。これからまだ幾らいくのですか、その残りに起債の償還や補助金、補助金はやっていれば払わなくてもいいことだから。それから、温水ボイラーも3,400万円のボイラー、北海道の補助金で、雨ざらしにして投げてあるのだ。これも恐らく、北海道にもやめたら補助金を払わなければならなくなるのかどうかわかりませんが、そういうことも含めると私

はこのバイオマス事業が町民に多大な迷惑をかけて、まちの足かせになって、そして町長がよく言う多文化のまちづくり、これに大きな陰りをかけて、多文化のまちづくりがこのバイオマスが足かせになってできるのか。これを含めてできるのかどうか、町長、ここのところだけもう一回考え方をお聞きしたいと思います。

〇議長(山本浩平君) 戸田町長。

○町長(戸田安彦君) 多文化共生の話とバイオマスと、まちづくり全体の話になるかと思うのですが、今現状では先ほど副町長がお話ししたとおり、今の方法がベストではなく、町民負担が一番少ないやり方でやっているというふうに思っております。これは、町だけで解決できるものでは、それも重々理解していただいていると思うのですが、という中でやっていますので、今回の室蘭工業大学の研究もそうですが、先ほどご提案いただいた人数を2人にするとか、副資材の話とかもあったように、いかに町民負担が少なくなるかというのも含めてこれから考えていかなければならないですし、補助金や起債の返金というのですか、も含めて、全て含めてこれからも考えていきたいというふうに思っています。現時点では、今の方策が正しいか、正しくないかという言葉はちょっと適正ではないですけれども、それで進むしかないというふうに今考えているところであります。

- 〇議長(山本浩平君) 大黒財政課長。
- ○財政課長(大黒克巳君) 今町長のほうからご答弁させていただきました。今現在でのベストな判断ということでございますけれども、やめるということも一つの選択肢という中でもちろん内部でいろいろ協議は進めているところでございますが、一番何がネックになるかというと、先ほどから申しております約7億円近いお金を一括償還しなければならないということで、松田議員からのご提案で補助金を返すのはやむを得ないけれども、起債のほうはまだまだというようなお話もございましたが、ここも実際そのような形になるのであれば、それは一つの検討材料にはなろうかなと思うのですけれども、制度上、先ほど私が申しましたとおり一括償還しなければならないという部分が1つ、それと先ほどのご提案で今国から借りているお金を銀行にというお話もございましたが、これもできないということで、国から借りているものについてはそのまま国で償還するか、あるいは一括償還するしかないというようなこともあるものですから、そうなりますと7億円のお金を今一気に返還するということが財政上どうなのかという部分もいろいろ検討した中での苦渋の決断ということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。
- O議長(山本浩平君) ちょっと答弁漏れがありますので。 山本生活環境課長。
- **〇生活環境課長(山本康正君)** 申しわけございません。

平成20年度の広域の関係で先ほど答弁漏れございました。維持管理に係る負担金の関係でございますが、ちょっと先ほど議員言われた数字と異なっておるのですが、1億9,837万9,000円というのがうちの決算の数字でございますが、そのような数字になってございます。

O議長(山本浩平君) 暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時03分

○議長(山本浩平君) 休憩を閉じて会議を再開いたします。

山本生活環境課長。

〇生活環境課長(山本康正君) 民間の関係でございます。民間委託の関係でございますが、経費を少しでも削減するという意味合いの中では、民間委託をして安く、さらに経費を落とした形でやっていただけないかということで協議をさせていただいたところも実際にございます。まだそういったところで合意とか契約等には至っておりませんが、そういった検討は進めさせていただいて、少しでも経費を落とすような努力は続けさせていただいているということはご理解いただきたいというふうに考えてございます。

〇議長(山本浩平君) 12番、松田謙吾議員。

〔12番 松田謙吾君登壇〕

O12番(松田謙吾君) 今民間委託がどうのこうの、検討したと言うけれども、私は先ほどから言っているでしょう、広域処理がうまくいっているのだ。20年前と今と大した変わりなく、登別の厚意なのだ。やってくれているのだ。バイオマス事業をやめるべきなのだというの、一日も早く、あんなばか事業。やるのだったら、今までの責任は誰かはっきりしなさい。これだけ26億5,000万円の町民に迷惑かけて、これからまだ続けるのだったら、誰の責任においてこうなったのかきちっと説明をしなさい。町民に説明をしなさい。まだそういうばかなこと言っているのなら、まだ進めるとか、それからまた新たな民間委託見たいこと考えているのだったら、今までの責任を明らかにして、これからの責任も明らかにして進めてください。私は、誰が考えたって、100人の人考えたって、1,000人の人考えたって、1億人の人考えたってやめるべき事業です、あんなもの。やめられないから、仕方なしに。私もこれほど低姿勢で今下がっているのだ。この程度におさめているのだ。何をばかなこと言っているのだ。ばかなことと言ったらあれだけれども、間違ったような話に私は聞こえるのだけれども、そういうこと考えているのであれば、今までの責任を明らかにして、これからの責任をだれが負うか、このことをきちっとして次の民間委託を考えてください。どうですか。

〇議長(山本浩平君) 古俣副町長。

○副町長(古俣博之君) 休憩の間を挟んでの話のところから今課長のほうからお話があったことについては、先ほどからずっと議論をさせていただいております。今どうしてもやめられない状況の中で、ではもっと安い経費の中でやっていくためにどういう手だてがあるのか、今うちで直営でやるよりも民間のほうにお願いしたらどのくらいの経費の落としがあるのかどうか、そういう意味での一つの方法として模索していたところがあるというだけの話で、今後そこのところがどういうふうにして、先ほどから出ているような手だて、室蘭工業大学も含めてこの4年間の中でやっていくときに、1年やってみて、2年やってみて、それぞれの年度ごとに一つのやった結果の検証をしながら、先ほど松田議員のほうから提案されているここできちっと句点を打つのか、それとももう少し、1年延ばすのか、その辺のところも含めて考えていかなければならないということは十分町としてもそういう観点で考えておるところです。この

バイオマス事業が始まりのところの壮大な意味合いを持って始めた、その意義のところは、非常にこれから地球温暖化を含めて対策としては1つ大きなこととして始まった事業だったのだろうと思います。4つの目的がなかなか実現できない中で、今こういう問題の引きずりを持ってきておりますけれども、それをどこでどのようにするべきことが十分町民の皆様含めて納得できる結論が出せるか、もう少し時間をおかしいただきたいと思います。

○議長(山本浩平君) では、そのまま2項目めどうぞ、お願いします。 12番、松田謙吾議員。

〔12番 松田謙吾君登壇〕

O12番(松田謙吾君) 2項目めに行きます。

北吉原小中学校の通学について。

- ①として、北吉原地区小学生、中学生の生徒数。
- ②、白翔中学校通学バスに北吉原生徒の便乗の考えについてお伺いいたします。
- 〇議長(山本浩平君) 安藤教育長。

〔教育長 安藤尚志君登壇〕

〇教育長(安藤尚志君) 北吉原地区の児童生徒の通学についてのご質問であります。

1項目めの北吉原地区の児童生徒数の推移と今後の見込みについてであります。北吉原本町地区の児童生徒数については平成28年度では小学生27名、中学生10名、計37名であり、今後の児童生徒数の推移は、29年度は小学生31名、中学生13名、計44名であります。30年度は小学生35名、中学生9名、計44名、31年度は小学生35名、中学生10名、計45名であります。32年度は小学生35名、中学生8名、計43名、33年度は小学生35名、中学生10名、計45名、34年度は小学生30名、中学生17名、計47名と見込んでおります。

2項目めの白翔中学校通学バスへの北吉原地区児童生徒の便乗についてであります。現在本町におけるスクールバスの運行については、25年度に萩野、竹浦、虎杖中学校3校及び28年度に社台、白老、緑丘小学校3校を統合したことに伴い、学校が遠くなった竹浦、虎杖浜、社台地区の児童生徒の登下校の交通手段としてスクールバス3台を運行しているところであります。北吉原本町地区の児童生徒については、本地区から学校までがおおむね3キロメートルの通学距離となっており、通学方法については徒歩または自転車通学となっております。北吉原本町地区の児童生徒の便乗については、町内において同程度の通学距離で徒歩または自転車で通学している児童生徒もいることから、教育の公平性の観点からもこれまでどおりのスクールバスの運行をしてまいりたいと考えております。

〇議長(山本浩平君) 12番、松田謙吾議員。

[12番 松田謙吾君登壇]

O12番(松田謙吾君) ただいま教育長からご答弁がありましたが、学校教育というのは義務と権利ですよね。これは、教育の原点です。それから、私がお願いしているのは政策なのです。しかし、その政策が教育の公平性というならば、この議論何ぼしても埋まらないのです。ですから、私は4年前にも同じ質問をして、町長からいただいた言葉はかわいい子には旅させろという言葉でした。まだその程度だと思うから、これで幾らやっても公平性を原点にするならば、

これは原点であるなら埋まるはずないのだ、原点なのだから。ですから、幾ら議論しても教育 長の考え方がそうなら、議論は私はこれでしません。終わります。

以上で終わります。答弁も要りません。

- **〇議長(山本浩平君)** この1答目の回答で納得されたということでよろしいですか。
- O12番(松田謙吾君) 幾ら議論しても埋まらないから、もうやめる。
- **〇議長(山本浩平君)** 埋まる可能性もあるかもしれません。
- O12番(松田謙吾君) ありません。これ2回目なのです、この答えが。 以上で終わります。
- 〇議長(山本浩平君) 以上をもちまして12番、松田謙吾議員の一般質問を終了いたします。 ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時30分

○議長(山本浩平君) それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

◎議案第1号 平成28年度白老町一般会計補正予算(第10 号)

〇議長(山本浩平君) 日程第4、議案第1号 平成28年度白老町一般会計補正予算(第10号) を議題に供します。

提案の説明を求めます。

大黒財政課長。

○財政課長(大黒克巳君) それでは、議案第1号でございます。平成28年度白老町一般会計 補正予算(第10号)。

平成28年度白老町の一般会計補正予算(第10号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億1,916万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ99億116万8,000円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算 の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成28年12月9日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(山本浩平君) ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のあります方はどうぞ。

5番、吉田和子議員。

○5番(吉田和子君) 5番、吉田です。25ページのふるさと納税に関するPR事業と33ページのふるさとGENKI応援寄付金基金の積立金についての中でちょっとお伺いをしたいと思います。

今般の一般質問の中でふるさと納税の3億円を目指しているという答弁を受けまして、今のところもかなり大幅に増加、アップしているということを大変いい情報だなというふうに伺いながら、それは行政の工夫、それから努力で大幅に増加をしたのではないかと、敬意を表したいというふうに考えております。今後何を質問したいかというと、この大事なたくさんの大勢の方からいただいたふるさと納税の寄付金をどのように町として取り扱って使っていくのか、そのことが次のふるさと納税の増加につながってくるのではないかというふうに考えまして質問させていただきたいと思います。

1つは、一般質問の答弁で速い答弁で、私もばあっと書いたのですけれども、もし間違っていたら訂正をしていただきたいと思います。28年の11月の分で、件数も多くなっておりますけれども、この中で金額も今のところ1億9,455万円というふうに書きました。積み立て分として、これは子供支援の分として2,578万円ありますというふうに捉えました。そういう説明があったというふうに捉えております。指定分となった子育て支援分は、今まで積み立てていた基金も含めると、今年度の分、28年度の11月までの分とそれから今まで積み立てられた基金の分と合わせると子育て支援に対する金額というのは幾らぐらいになるのか教えていただきたいと思います。

それから、今現在29年度の予算編成に向けてそれぞれ各所管、それから担当課で検討されていると思いますが、子育て支援分、この分を27年度はどういうようなことにこの子育て支援分を使われてきたのか、また今後継続した政策というものを何か考えていられるのか、その点を伺いたいと思います。

それと、もう一点、ふるさと納税の関係で委託していますよね、その委託先で統計をとっているかどうかわかりませんけれども、今までふるさと納税をやってきて、リピーター数というのはどれぐらいになっているのか、その辺のもし件数がわかれば、教えていただきたいと思います。

〇議長(山本浩平君) 大黒財政課長。

○財政課長(大黒克巳君) ふるさと納税の使途についてのご質問かと思います。

まず、先ほど議員のほうからもお話ございました28年度分の指定寄付に係る金額につきましては、先般私が一般質問の中でお答えしたとおり、現在子供の育成については2,578万7,000円ということで、現在のところというところでございますけれども、2番目に地域産業の振興というところも1,100万円程度あるということでございます。それで、27年度分を含めるとという部分につきましては、27年度あった指定寄付分については27年度に基金に基本的に積んで、それを27年度事業に実際充てているということですので、ぎりぎりまで引っ張って積み立てているわけではございませんので、若干は基金の中には残っているということでございますけれども、その辺につきましては本当に多く残っているわけではございませんので、今の2,700万円に

若干上乗せになっている部分が現在残っているという状況になろうかと思います。その細かな数字については今押さえてございませんので、後ほど正確な数字はお示ししたいとは思いますけれども、2,700万円に若干のプラスアルファがあるかなというぐらいの今年度の今の残高というような状況かなというふうにはお答えできるかと思います。

それと、27年度分の子育て等に対する資金をどのような事業に充ててきたのかという部分に つきましては、大変申しわけございませんが、現在手元に資料がございませんので、それも後 ほどお答えさせていただきたいと思います。

それと、今後今回の28年度分を29年度にどのようなものに使うのかというところでございますが、基本的には27年度分を3月において積立金をある程度整理をいたします。その財源をもって29年度の事業に指定寄付分を充当するということになりますが、現在予算編成中でございますので、特定のこのような事業に充てるということはまだ決まってございません。ただ、寄付者からの希望といいますか、そのように使っていただきたいという意思を尊重した上で事業にも充てていきたいと思っておりますし、これはまだ具体的に内部でも検討はしてございませんが、これまでは財政が厳しい折、どちらかというと既存の事業に充当して、なるべく一般財源を抑えるというようなことが主にやられてきたと思うのですが、今後この寄付の状況も含めて、新たな子育て等の教育に係る振興の事業にも充てられるような形も検討しなければならないなというところは今現在思っているところでございます。

それと、もう一つ、リピーターの関係ですけれども、これは現在委託しておるところではあるのですけれども、名前を判別するのがなかなか、同姓同名もたくさんいらっしゃる中で、実際リピーターがどのような形でなっているのかというのは、確認したところ、そこでは押さえられないという回答でございましたので、申しわけございませんが、その辺はお答えできないということでお願いしたいと思います。

○議長(山本浩平君) 5番、吉田和子議員。

○5番(吉田和子君) 5番、吉田です。ふるさと納税は、その年によって、やり方によって、 手法によって金額が定まっていないというのが一番厳しい状況かなというふうに思います。毎年3億円なら3億円必ず来るという何の保証もないわけですから、一つの継続した行政の政策をつくるということは大変厳しいことではないかなというふうに私も捉えています。ただ、29年の予算編成をやっておりますので、一般質問もできなかったので、今回言わないと間に合わないなと思って、言わせていただきたいと思いますが、そういった金額が少なかったり多かったらすることがあるということを踏まえて質問したいと思います。

付をしている女性の方から、こういうふうな答えがあったそうです。私の大事なへそくりを寄付をさせていただきました。もちろん返礼品に魅力もありました。ただ、1つは、その使い方が明確になっていることがこれからも応援しようという気持ちになったというところがあったのです。

私は、このことが大事だと思うのです。リピーターになっていただくことが、大きな苦労した分がリピーターになっていただくことで毎年してもらえるということは、大変重要なことだというふうに捉えています。そういったことから考えると、白老町で大きなものでなくてもいいです。今博物館だとか、周辺整備とか、そういったところがまちづくり会社のほうでわあっと議論になっていますけれども、根底の少子化、今子供がどんどん白老町減っています。この対策を、今どこかで抜けた分は必ず後に来ると思うのです。ですから、私は、わざわざ指定をして子育て支援に使ってくださいと言ってきた、その分だけは何かの形でこういったことに使わせてもらいますということをその返礼と一緒に文書で送れるような、そういう体制づくりが必要だというふうに思うのです。

そのことを考えて、1つに、これは無理かどうかわからないのですけれども、白老町は財政健全化プランをつくるときに保育料の値上げをしました。私がそのときに、この値上げは今乳幼児の保育料の無償化に向けて国が動いているときに反比例するのではないかと質問したときに、これはある程度収入の多い家庭にしか影響がないので、大丈夫だというふうな答弁をいただいていたのです。しかし、見直しの中で、保育料の滞納がふえたと、そういうところがありました。それを見たときに、今第2子、第3子の保育料が少し変わってきましたので、そういう負担は軽減されたと思いますが、こういう小さな部分で大変苦労されている。奥さんが一生懸命夫婦で働いた、その分保育料高くなった。そういった苦労があるということ。上士幌町は、引っ越していく方が大変います。私この間白老町の人で子育てでいろいろ相談を受けていた方が、久しぶりに会ったら、今苫小牧にいます。苫小牧で2人の子供を育てていますと言われて、ちょっとショックだったのですが、やはり制度が安定しているところへ人は動くということが改めて感じられたのです。そういったことから、継続した政策が今後必要ではないだろうかというふうに思います。

それと、もう一点、京都大学の准教授がこういうふうに言っているのです。日米を含むOE CDの主要28カ国のデータをもとに、政府のどのような政策がその国の社会を変えられるか分析したというのです。結果、子育て支援による経済効果が一番高かったというのです。ですから、その部分を省略して、もちろん白老町は財政が厳しかったので、一般寄付も、それから子育ての指定も、ある程度一般会計から出さないように工夫をされて、財源の厳しい白老町が今乗り切ってこられたといこともあると思いますが、その中に一つでも二つでも、たしか私記憶があるのは不妊治療の女性ぐらいしか記憶していないのですね、28年度に実施したものは。ですから、そういったことを考えると、こういう結果も踏まえて私はしっかりとこのことが必要だ、継続した政策。そして、そのことを明確にして、リピーターがなかなか掌握できないということがありますけれども、返礼品にきちっと使い道を明確にしてお知らせをする。前にも決算審査特別委員会か何かで言ったと思いますけれども、そういったことがリピーターを継続し

てもらえることにつながるのではないかと思いますが、その辺のお考えを伺いたいと思います。 〇議長(山本浩平君) 大黒財政課長。

○財政課長(大黒克巳君) 先ほどちょっと保留していました答弁につきましてまず最初にお答えしたいと思います。

28年度末の前年度の額を含めて、子育て等の教育に係る基金につきましては約2,000万円ぐらいというふうになります。先ほど11月末で2,500万円と申しましたのは、10月からその半分は経費として見るというようなことをしておりましたので、指定寄付の総額は2,500万円ですけれども、使える金というのは2,000万円ぐらいになろうかなということでございます。

それから、27年度の指定寄付分を28年度のどのような事業に充てたのかという部分につきましては、この基金につきましては子育てのほかは教育振興という部分でございますので、まず子育てふれあいセンター管理運営経費、それから特別支援教育支援員配置事業、学力向上サポート事業、コミュニティ・スクール導入等促進事業、それから児童登下校の安全対策事業、教師用教科書指導書購入事業ということで、全部で約1,800万円程度の金額を既存の事業に充てたということでございます。

それと、先ほど私のほうでリピーターの関係につきましては委託業者のほうではちょっと難しいというお話をさせていただきましたが、職員のほうでメールアドレスから、27年度のメールアドレスと28年度のメールアドレスとぶつけて、およそですけれども、拾った中では約5.3%の方がリピーターとして28年度も寄付をいただいているというような状況だということで、ご答弁を訂正させていただきたいと思います。

それと、今議員のほうからお話ありました使い方を明確にというようなところで、保育料の値上げした分の緩和措置という部分の財源というところもご提案いただきましたが、内部の財政の中でのこの基金の取り扱いにつきましては、他の自治体もそのような形で動いているというような中で、きちっとこの財源はこのようなな形で白老町は使っていますということを明確にできるような寄付金の使い方をしなければならないということと、それとそれは今後も、いつこの制度がどうなるかというのはわかりませんけれども、ある程度財源があるのであれば継続して政策に充てるということも必要だという部分は内部で考えてございますので、この辺につきましては現在予算編成作業を行っている中で、今いろいろ担当課ともヒアリングを実施しておりますが、その中でそのような明確な事業をきちっと出した上で、新年度予算に向けて計上してまいりたいというふうに考えているところでございます。

〇議長(山本浩平君) 5番、吉田和子議員。

○5番(吉田和子君) 5番、吉田です。リピーターも5.3%、これよりは多いのではないだろうかというふうに認識をしながら今聞いていました。この5.3%が10%、20%になったときに、努力した分がそれにまた上乗せになるということで、結果としてはもっともっとふるさと納税、これは全国で今張り合いながら、一番効果のある方法は何かということを検討しながらやっていますので、本当にリピーターを大切にしながら、また新たな開発をしっかりとやって、目標を明確にしながら、それに向かって何をやるべきなのかということをやっていただきたいというふうに思います。

それと、子育で支援分として無駄に使っているとは私は思っていません。ただ、目玉として継続できるものでは余りないなというふうに今捉えておりました。そういった中では、継続できるもの。私は、地方創生の中で包括の子育で支援センターの話をずっとしてきています。何か今頓挫しているというか、象徴空間のほうで地方創生もそっちのほうにわあっといってしまっている感じがあって、これもやらなければならないという答弁はいただいていますけれども、そういったこともまだ見えてきておりません。それにどれぐらいお金がかかるかわかりませんけれども、本当に今親が子育でで迷って、とんでもないことをやって子供を死なせようとしたりとか、そういったことがふえてきております。そういった部分では、子育で支援の親の教育ということもすごく重要になってきていると思いますので、そういったことも今含めて予算編成の中で継続した事業ということを考えられているということですので、本当にしっかりとした明確なものをつくっていただきたいというふうにあえてまた再度申し上げたいと思いますが。

- 〇議長(山本浩平君) 大黒財政課長。
- **○財政課長(大黒克巳君)** 昨年に比較して今年度も寄付額がかなり伸びてございますので、 その辺につきましては逆に、使い道といいますか、有効活用、それを目玉に、この寄付金でこ ういう事業ができているのだというようなものが何かできればというふうには考えてございま す。その中での一つとして子育て関係という部分はもちろん検討の中に入ってございますので、 この辺につきましてはいい事業を組み立てながら財源を振り分けていきたいというふうには考 えてございます。よろしくお願いいたします。
- O議長(山本浩平君) 7番、森哲也議員。
- **〇7番(森 哲也君)** 7番、森です。31ページの公民館管理運営経費についてお伺いします。 説明の際に、こちらの場所は老朽化で崩れたブロックを撤去するとお伺いしましたが、この 崩れた場所が道路に面している場所でございまして、実際にバスの停留所もそこにあります。 そのため人もよく通る場所であります。それで、ここが老朽化で崩れる可能性が高い場所だと いう認識はされていたのか、まずお伺いします。
- 〇議長(山本浩平君) 武永生涯学習課長。
- **〇生涯学習課長(武永 真君)** そちらの場所は、町道に面したところでございます。数年前よりブロックが道側のほうに少し傾いているのは我々のほうで実見しておりました。 以上です。
- 〇議長(山本浩平君) 7番、森哲也議員。
- **O7番(森 哲也君)** 7番、森です。コミセンにおいて天井部の部分も崩落されたばかりで、このたびまた外構部のブロックが崩れたということで、本当に今続いておりますので、私は安全性については保たれているのか、そこをお伺いしたかったのです。コミセンは、町民の多くの方利用する場所でありますので、本当に徹底した安全確保が必要だと思いますが、現在ほかにもそういう危険箇所だという認識がある場所はあるのかお伺いします。
- 〇議長(山本浩平君) 公共施設の管理状況ですね、全体の。
- **〇7番(森 哲也君)** 今天井部の崩落と外構ブロックが続いて起きているので、ほかにもコ

ミセン内において……

- ○議長(山本浩平君) コミセンだけのことでいいのですか。
- 〇7番(森 哲也君) はい。
- ○議長(山本浩平君) コミセンだけのことで結構です。ほかにないかと。 武永生涯学習課長。
- **〇生涯学習課長(武永 真君)** 危険箇所と申しますと、今回議案に出させていただいている部分、それと現在改修している部分ぐらいかとは思います。ただ、あちらの施設も昭和54年建設以来特に大きな修繕、改善も行っていないというような中で、例えば講堂のスピーカーですとか光の関係、そこら辺の改修が必要ではないかということは再三出入りしている業者からも指摘を受けておりますし、またコミセンですとエレベーターがございますけれども、あちらももう既に修繕するような、そういう材料がないというようなことで、早急に新しくするように、改修を行うようにというような指摘はここ数年ずっと受けているようなところです。
- 〇議長(山本浩平君) 7番、森哲也議員。
- **〇7番(森 哲也君)** 7番、森です。人が多く通るところですので、人にぶつからなかった ということは幸いなのですが、本当に早急に対応をお願いしたいと思います。
- 〇議長(山本浩平君) 武永生涯学習課長。
- **〇生涯学習課長(武永 真君)** 修繕計画も今年度策定する予定にしておりますので、しっかりその辺は財政当局とも話し合いながらやってまいりたいというふうに思います。

あと、答弁1つ言えなかったのはコミセンの南側の壁です。結構水も入って、雨漏りが結構 しております。実見するに、ブロックがちょっとずれていたりというところがあるので、そこ ら辺については危険箇所としては心配しているところではございます。

○議長(山本浩平君) それでは、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

O議長(山本浩平君) それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

ご質問のある方はどうぞ。

6番、氏家裕治議員。

○6番(氏家裕治君) 6番、氏家です。19ページ、合板・製材生産性強化対策事業、ここの 林業の専用道路の新設工事の設計、これは胆振総合振興局のほうのコンピュータ、これを使っ て設計をされたと。それがちょうど林道の付近の町有林の伐開の部分が抜けていたという話。 これは、初めてこの林道の道路の設計を町としてもやったわけではなくて、今回たまたま手間 を省くと言ったら変なのでしょうけれども、そういう形の中で振興局のコンピュータを使った と、その中で出てきた問題だと思うのですけれども、僕ははっきり言うとこれはチェック体制 の甘さから出てきたものではないのかなと思うのですが、なぜこういった問題が、私昔ちょっ と携わっていたものですから聞くのですけれども、設計書を組む段階でこういった伐開費や何 かというのは今までもうたっていると思うのですよ、今までの設計の中でも。これがなぜ見落 とされてしまったのかと。完璧に振興局のコンピュータが正しいという認識の中でやって、ただこちらから設計内容のものを入れて、送り返されたものをそのままそっくり設計書として上げてしまったようにしか思えないのですけれども、その辺についてちょっとお伺いしたいと思います。

〇議長(山本浩平君) 本間農林水産課長。

〇農林水産課長(本間 力君) 今回6月の補正で上げた分の合板・製材生産性強化対策事業という部分でございますけれども、まず林業の関係の積算に関しましては、町として一定の専門性もあることですので、胆振総合振興局の林務課を通じまして、そういった部分を解消すべくということで設計をさせていただいた。先日の議案説明にもお話ししたとおりなのですが、今回の合板、製材の事業の中身としまして、対象経費となるものを今回振興局のほうでの積算上上げたということで、これ認識の違いということになるのですが、対象経費とならない伐開、伐根処理という部分が、町の担当者としましてはそれを含んでいたものという認識だったものが実際のところは対象経費という部分だけしか見込んでいなかったという状況でございまして、補助対象ということで、そもそも町有林の前段の伐根、伐開処理というのは補助対象上でいきますと対象外ということで、そもそも町有林の前段の伐根、伐開処理というのは補助対象上でいきますと対象外ということから、そういった認識の違いがございまして、今回そういう事態に至ったという状況でございます。氏家議員のご指摘のとおり、本来でいけばそういった制度をきちっと押さえた中で対応すべき事項ということでございますので、この制度上の仕組みをしっかり理解すればこういった認識の捉えが解消できたはずで、こういう事態に及んでしまったということは町としての含んでいなかったというミスでございますので、今後そういったことがないようにしっかり対応したいと思いますので、大変申しわけございませんでした。

〇議長(山本浩平君) 6番、氏家裕治議員。

○6番(氏家裕治君) これは、謝るとかなんとかの問題ではないのだ。僕思うに、業者さんがいるわけですよね、請負業者さん。入札でこれ受けているのでしょう。そのときに、190万円というのは人工数にしたら約200人近い人工数になる。それを業者さんが見落とすわけはない。見落とすわけはないというか、結局おかしいと思うのだ、業者さんは入札する段階で。その中でなぜチェックができなかったかということ、僕が一番問題にするのはそこなのだ。入札の段階で、業者さんというのはある程度こういったものに対してたけているのですよ、設計業務というのは。その段階で指摘があったのか、ないのか。これどうもおかしいと、なぜこうなるのかという指摘があって、そこでわからなくてこういう段階になったのか。それとも、こういうものなのだということでもってまちは押さえて、無理やりという言い方はちょっとあれなのだけれども、そういう形の中で入札をしてしまったのか。そこだけはちょっと確認しておきたいのです。でないと同じようなことが、工事の小さい、大きいにかかわらず、こういうことというのは業者にとっては大変重要な問題になってくる。今回こうやって公に出てきたからいいのだけれども、出てこない場合も僕あるような気がする。だから、そういったことも含めて、これは僕のちょっと勘ぐりの部分なのだけれども、そういうことで考えると僕業者さんにとっては大変なことだと思うのです。その辺についての見解だけちょっとお伺いしておきたい。

〇議長(山本浩平君) 本間農林水産課長。

O農林水産課長(本間 力君) 設計上の中で当然氏家議員お話しするとおり、確認した中で 入札行為に至っていると思います。今回に関しては軽作業上での設計は盛り込んでいたのです が、実際発注後現場との不符合が生じた中で協議に至ったという状況でございます。実態とし ての設計の量と現場の度合いが不符合が生じたという状況の中で、手続上財政とも協議させて いただいて、これは最大限この工事自体を進める上で取り扱ったという状況でございます。ご 理解いただきたいと思います。

〇議長(山本浩平君) 6番、氏家裕治議員。

○6番(氏家裕治君) わかりました。形は最終的な結果としてこういう形になったのだけれども、実際は現場で設計書の中に、業者さんとしてみればこの部分についてはうちらでは見ていないみたいな話になって、本来であれば設計変更の内容でやるべき問題がこういう形でおさまったと言ったら変だけれども、見積もりの段階でこういう形でなっていたということが後でわかったという話なのですね。単純なミスなのだと思うのだ。単純なミスを今後も繰り返すことなくこういった発注業務に努めていただかなければ、業者さんと現場に行ってしまってから何かが変わるようではやっぱり困ると思うのです。いずれにしても、そういったことについては十分注意をして今後の発注に努めてもらいたいなと思います。

〇議長(山本浩平君) 本間農林水産課長。

〇農林水産課長(本間 力君) ご指摘のとおり、今後そういったことはないように担当としても反省し、今後努めていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

〇議長(山本浩平君) 1番、山田和子議員。

〇1番(山田和子君) 1番、山田です。21ページの8目アイヌ施策推進費の民族共生象徴空間整備促進・活性化事業の旅費についてですけれども、議案説明会で全体の会議に出席のためと、あと内閣府に対し2020年東京オリンピックの開会式でのアイヌ文化の披露のための要望活動ということの説明受けておりますが、オリンピック開会式への要望活動についてはほかの自治体の方等とどのような連携をされているのかお尋ねします。

〇議長(山本浩平君) 遠藤アイヌ施策推進室長。

○地域振興課アイヌ施策推進室長(遠藤通昭君) ただいまの質問でございますけれども、まず現在象徴空間の開設、そして2020年の東京オリンピック・パラリンピック開会式におきまして、国と北海道アイヌ協会が中心となってアイヌの伝統舞踊を紹介していきたいということで検討を進めているところでございます。検討のメンバーとしましては、今現在全道の17のアイヌ文化等の保存会、そして関東の4団体が検討に加わっているところでございます。検討の今後につきましては、幅広い全道のアイヌの方を当然中心としますけれども、アイヌ文化の活動が活発な地域としまして、平取ですとか釧路市阿寒町、そして当然白老町も含めて今後のそういう検討の協議体に加わっていくということとされているところでございます。オリンピック・パラリンピックについての要望活動ということもあるのですけれども、まずそこの会議体に入って、今後どのように進めていくかという部分の検討を進められるということでございますので、今回そこに係る旅費の要求をさせていただいたところでございます。

〇議長(山本浩平君) 1番、山田和子議員。

- **〇1番(山田和子君)** 1番、山田です。アイヌ文化を世界へ発信する場としては大変大きなものですので、ぜひうちだけではなくてほかの自治体の方たちと、またアイヌ民族の方々と連携協力しながら実施していただきたいなというふうに思います。
- 〇議長(山本浩平君) 遠藤アイヌ施策推進室長。
- **〇地域振興課アイヌ施策推進室長(遠藤通昭君)** 地元からも、議会も含めてお声が上がっているということを含めまして、今後そういう会議体に参加した折には国、そして北海道アイヌ協会も含めて伝えてまいりたいと思います。
- 〇議長(山本浩平君) 13番、前田博之議員。
- 〇13番(前田博之君) 4点伺います。

まず、1点目、25ページです。25ページの中小企業の振興資金の貸し付けと中小企業の経営 安定化支援事業貸付金についてです。まず、総括的な物の見方、どう捉えているかということ をまず伺います。今ご承知のとおり、国内の金融市場あるいは金融機関から見ると非常にいろいろな流動性があります。それで、今回の補正でこの融資関係、これを見ると町内の動きというか、町内の経済動向がどういうような形で今動いて、それがどういう形で、補正上げていますけれども、どういう形が反映されているのかなと、そういう部分でどうなのかなという部分で、この補正上げた内容、具体的には聞きますけれども、全体として金融の動きが今白老の経済状況がどういう形で流れているのかと、それを前提にまず伺います。多分信用保証つきの関係もあるのかもわかりませんけれども、それも含めてまず課長として専門的な部署から見た白老の経済が金融的な部分から見てどうなのかということです。

それと、中小企業の振興貸付金、これに対する減額理由、そして今利用件数とか融資額あるいは利率がどうなっているのか、その辺を伺います。

それと、中小企業の経営安定資金の事業3,200万円、これ増ですよね。これ上と下の部分の預託金を流動的に動かしているのかどうかわかりませんけれども、そういう部分の増の理由と利用件数、融資額、利率、業態種別、どういう人方が使っているのかということを伺います。

次に、31ページです。中学校の校舎大規模改修工事、このような大型事業をなぜ12月の時期 の補正予算で計上なのか、まずその理由です。

それと、大規模改修計画があると思いますけれども、その計画と今回の改修事業はどういう ふうな整合性になっているのかということです。計画がずれるのか、前倒しになるのか、その 辺まず。

それと、これ財政課長のほうですけれども、29年度の事業繰り越しとありましたけれども、3表の起債借り入れでは、地方債補正では総額、限度額7億3,800万円になっていますけれども、これは29年度にまたがるのだけれども、財政健全化プランでいう4億円ですよね、限度額、この辺の取り扱いはどういう形に流れていくのかということです。

次に、33ページ、町民温水プールです。この財源は、防衛省の周辺交付金事業になっているのです。年度当初でついています。当然本来年度当初で事業がちゃんと精査されてついているはずなのだけれども、当初予算計上の修繕工事、これ工法が変更されていますよね。変更に至った理由、工法内容、それで説明では防水工事というか、みたい形なのだけれども、この防水

工事をやった後に、防水工事と言っていいかどうか、まだ専門的に聞いていませんから、水の中だから多分防水だと思うのだけれども、それが今やって、耐用年数、この工事で本当にどれぐらいもつのか、半永久的なのかどうか、本当の応急処置なのか、大事なところだと思います。それと、これが今工期、工事施工の時間帯です。工期いつまでって聞いていませんけれども、12月の広報には出ていましたけれども、1月から3月なのだけれども、利用時間がありますよね、それ抜いた時間帯でやるのかどうか。

それと、この工事内容というか、変更した時期がいつなのか、今回補正上がっていますけれども、いつ決めて、どういう経過できょうの補正予算上がっているのか、その辺をお聞きします。これは、壊れているのもかなり前ですよね、それも含めて答弁願います。なぜ放置しておいて、今こうなったのかということです。

それと、児童用のプールが今言ったように工事やりますけれども、破損したという言葉がいいのかどうかわかりませんけれども、設備不備なのかわかりませんけれども、それによってプール内の設備に影響ありませんか、何か故障出ていませんか、そういう部分です。

それと、33ページです。職員人件費、これ関連で伺いますけれども、きのうかな、新聞にも出ていますけれども、職員の採用の関係が、本というのかな、秋に1回募集して、また追加になっているのです。これ何年も続いているはずなのです。非常に優秀な職員とるの危惧するのだけれども、この実態がどうなっているのかなと思うのです。ということは、地方自治体、田舎のほうに対する求職というのか、こういう実態とか、あるいはこれ白老だけの現象なのか、財政云々ではなくて、財政云々の議論はしませんから、どうだというの、それは報道されているけれども、それは別に置いて、本当に白老町の地域に来て白老町の役場に入ってまちづくりをしたいと志を持つ人が白老を目指さないのか。多分試験受けても、受かれば大きいほうへ行ってしまうと思う。これは人情ですけれども、それ抜きにして、過去には白老に生まれて白老で育って、よそに行って学問してきて、地元でまちづくりしたいという人が結構いたのだけれども、今は少子高齢化ですけれども、優秀な職員を採用するということを危惧しているのです。その辺が実際にことしだけの現象でないと思うのです。何年か前から続いているのです。真剣に採用する側もどういう求人活動するか考えなければいけないと思うのです。そういう部分です。

〇議長(山本浩平君) 森経済振興課長。

〇経済振興課長(森 玉樹君) 私のほうからは中小企業振興貸付金と、あと経営安定化事業 の件につきましてお答えいたします。

まず、総体的な町内の経済動向ということですけれども、金融機関さんですとか、あと商工会さんの方からお話聞きますと、やっぱりまだまだ厳しいというお話は聞いております。そんな中、従前の貸付金のほうなのですけれども、今年度4月以降につきましては償還でしか動きがございませんで、今現在11件で、11月末現在で……

[「どっち」と呼ぶ者あり]

〇経済振興課長(森 玉樹君) 中小企業振興資金貸付金のほうです。11件、残高が1,938万2,000円となってございます。そのため、今利用自体がありませんので、もともと原資で2,000万

円予算組んで預託していたのですけれども、今回11月に3行合わせて1,000万円返金いただきました。それをまず安定化資金の今回の3,200万円の一部にさせていただいております。

それと、経営安定化資金のほうにつきましては、利率が固定で1%ということで、金融機関さんとしても町内事業者さんから相談あったとき、こちらのほうを優先的に利用していただいていると。そういう中で、こちら10月末現在なのですけれども、借り入れの実績につきましては1億25万円になってございます。融資の枠が、協調倍率1.5ですので、もともと6,800万円預託しておりましたので、枠としましては1億200万円ですので、10月末現在で限度いっぱいというような形になりました。金融機関さんのお話聞きますと、まだ利用見込みはあるということで、今回新たにさらに2,000万円の原資を確保して、トータル3,200万円の増額補正を提案させていただいているところでございます。

〇議長(山本浩平君) 岩本学校教育課長。

〇学校教育課長(岩本寿彦君) 中学校の大規模改修の件のなぜ12月に予算計上したのかということでございますが、これにつきましては本年6月に来年度29年度の学校施設環境整備交付金事業において白老中学校の改修を行いたいというような要望をさせていただいておりました。その中で、国の動きによっては前年度前倒しして可能かどうかというところの確認もされておりまして、本町においては前倒しは可能というようなことで回答させていただいております。その後今年度の一般会計予算、国のほうで2次補正で大規模改修に関する予算が文科省のほうで確保されたということに伴いまして、この改修工事の内定が出て、10月に交付申請をして、11月に交付決定がおりたという経緯がございます。これにつきましては、3月議会になりますけれども、明許繰越をして、29年度に実質工事のほうに入るという考えでおります。

それと、計画の整合性につきましては、本町の総合計画の実施計画書の中でも29年度に白老中学校の改修工事をするというようなことで計画は盛り込んでおります。

〇議長(山本浩平君) 大黒財政課長。

○財政課長(大黒克巳君) 中学校の改修事業の件でございますが、今回起債の補正 1 億7,900万円ということで計上させていただいてございます。この額を含めて、プラン上どうなのかというご質問でございます。プランの中では、臨時財政対策債を含めて 7 億円以内ということでお示しをしてございますが、今回この補正をしますと提案資料のとおり 7 億3,855万2,000円というふうになるものでございます。ただ、今後いろいろ起債の変更といいますか、事業実施によって減額ですとか、そういった部分でまだまだこれがマックスではないという部分もまずは 1 つございます。

それと、今学校教育課長のほうからお話ありましたとおり、実施計画の中では新年度にこれを実施する予定でございました。その中では、起債は75%、残りは一般財源ということで、約4,000万円ぐらいの一般財源を見込んでございましたが、今回国の補正によりまして補正予算債を活用できるということで、この一般財源分が全て起債で賄われて、なおかつ交付税措置が50%というようなことになってございますので、今回そういう有利な起債をということで全額起債ということでこの額になっているいうことをまずはご理解いただきたいと思います。それとあわせて、今回この全額を新年度に繰り越してやるという予定でございますが、あくまでも実施

計画を想定した中でのプランの7億円の見込みとしてございますので、来年度においてもこの額を含めて7億円以内におさまるものというふうに考えてございますが、また若干もし7億円をオーバーするとしても、その辺につきましてはこのプラン期間内の年度内の調整ということでご理解をいただきたいと思います。

- 〇議長(山本浩平君) 武永生涯学習課長。
- **〇生涯学習課長(武永 真君)** 幼児及び児童用プールについてのご質問でございます。

多々ありましたので、まず経過からご説明させていただきます。まず、以前からFRPの防水の性能が下がっており、内側に水が入って膨らんでいたというような状況が目視もされておりました。昨年の11月にその膨れた箇所に子供が当たった際にそのFRPの防水の底が割れてしまって、それで早急に改修を行いたいということで予算を上げさせていただいたところでございます。改修するに当たっては、現状の機能を確保するという観点から、従来のFRP防水工法、現状の工法にて改修するという考えで積算をし、防衛のほうにもそれをお認めいただいたというところでございます。

今年度実施するに当たりまして、8月ぐらいから準備を始めました。どうしてかと申しますと、一番プールが利用されなくなる時期、また午前中冬期間は閉鎖になるもので、それであれば1月から3月の間に行いたいというようなことで、8月から検討を始めた結果、FRP工法ではなくて、FRPというのは長期の閉館になりますし、全館閉めないといけないということもあり、またにおいがいつまでも残るというようなことがあるものですから、それをクリアできるような工法ということでシート防水工法というものにたどり着いたところでございます。シート防水工法の耐用年数といいますのは、工事の保証年限というのは5年間でございますけれども、何の支障もなければ20年はもつというふうに言われているものでございます。つきましては、今回2つのプールだけを閉めるということで、その他の25メートルプールにつきましてはそのままの状態でご利用いただけるということになっております。

そのようなことでしたが、答弁漏れございますでしょうか。

〇議長(山本浩平君) 答弁漏れありますか。

〔「あるよ」と呼ぶ者あり〕

〇議長(山本浩平君) 言ってください。

[「ほかのほうの設備聞いていませんから」と呼ぶ者あり]

〇生涯学習課長(武永 真君) 済みません。

プール内の影響はないかということでございますけれども、特にないように聞いておりました。

- 〇議長(山本浩平君) 岡村総務課長。
- ○総務課長(岡村幸男君) 職員の採用の関係でございます。

秋に行っているのに再度追加で採用試験を実施する。この実態がどうなっているのかという、こういうお話であります。こういう状況が白老だけの状況なのかということもあわせてご質問がありました。それで、ことしの秋に第1回目の試験を実施してございますが、これは胆振の町村会が主体になりまして、管内のまち、7町の統一の試験ということで実施をしております。

その中では、今回は例えば大卒、高卒合わせて110名ちょっと試験を受けているのですが、そのうち白老町のほうは約43名ぐらい、半分近くは実は白老を希望しているという、そういう採用試験だったのですけれども、ご指摘のとおり、やはり町レベルでの採用というか、試験の申し込み自体が非常に減ってきているという実態がございまして、先ほど議員が言われたとおり、市レベルといいますか、例えば室蘭市ですとか、苫小牧市ですとか、これは別に試験日程組んでいるということがありまして、100人以上の募集が市の場合はあると、特に苫小牧市の場合は200人超えるというような、そういう状況にある中で、町村の受験を希望される方というのはやはり少なくなっているというのが実態でありまして、そういう意味ではうちだけの状況でなくて、町のレベルでいうとどこもやはり採用のためには苦労しているという状況があるというふうに聞いております。ただ、その中でも白老の場合はまだ多いほうだということは管内の町のほうからも聞いている状況であります。

ただ、その後にお話のあった採用する側も真剣にその辺の取り組みをしたらどうなのだという、こういうご提案だったと思います。実はこの辺は内部の中でも、いかにうちのまちを希望してもらうか、そういう人材、優秀な人材を確保するためにもいろんなところへPRするとか、学校回りをするですとか、そういうことも1つは必要になってきているのではないかなということをこういう中でお話しさせていただきたいと思います。それは、単に試験だけをやればいいということではなくて、やはり努力も必要だなというふうに感じておりますので、今後検討してまいりたいというふうに思います。

〇議長(山本浩平君) 13番、前田博之議員。

O13番(前田博之君) 中小企業経営安定化支援事業資金、内容的にはわかりました。ということは、これは設備資金、投資資金ではなくて運転資金のほうに回っているという解釈でいいのか、そうではなくて実態としてはどういう部分のお金の流れになっているのか。これが今言ったようにある程度利用されているということは、白老の経済が動いているからそういう部分がいっているのかという部分。そして、うちの町の制度資金は今の説明のとおりだけれども、町内の金融機関の融資的な動きが白老町はどういうことになっているのか、その辺からどういう形で白老が、今話聞くと若い人方が店を出したいとか、そういう部分の若干の動きあるみたいのだけれども、そういう部分が後押しされているのかどうか、そういう部分をちょっとだけお聞きしておきたいと思います。

それで、町民温水プールです。今課長、児童用プールが破損した原因はほかの設備に影響ないと言いました。特にないでしょう。だけれども、乳児、児童用プール、サウナが2基ありますよね、低温と高温と。このサウナの設備がどういう状況になって、ちゃんと稼働して利用者に迷惑かけていないというか、今どういう状況になっていますか、現状は。

〇議長(山本浩平君) 武永生涯学習課長。

〇生涯学習課長(武永 真君) サウナにつきましては、高温室と低温室というのがありまして、低温室が今壊れているような状況です。壊れというのは、多分ですけれども、雨漏りからきているものではないかなというふうに推測するのですけれども、低温サウナの天井が壊れてしまってずり落ちてしまって、現在使えない状況になってはおります。私どもといたしまして

は、高温サウナは約90度、低温サウナは約60度ということですので、高温サウナを中温程度、 70度から75度にしまして、そちらを利用いただいている、そういうような状況でございます。

〇議長(山本浩平君) 森経済振興課長。

〇経済振興課長(森 玉樹君) まず、今回の安定化資金につきましては、事業資金としまして運転資金と設備資金という形で考えております。その中で、先ほど件数ちょっと答弁漏れしていたのですけれども、全部で18件ございまして、運転資金が12件、設備資金が6件という形での利用をされております。業態見ましても、建設業、運送業、食品加工業、サービス業、多岐にわたって利用されているというような状況でございます。多いのは運転資金のほうが割合的には多いのですけれども、一部そういった設備投資にも使われている実績ございますので、今後に向けての投資というのも若干進んでいるのかなとは思います。

それと、金融機関自体の動きなのですけれども、例えば一つの金融機関さんは、店開業したいと、そのときに町で昨年からやっております空き店舗、創業支援の事業なんかも知っていますので、そういった動きが直接役場にあったらというか、金融機関さんのほうに相談があったら、逆にそういった部分で連携をとったりとかしていまして、ただ各金融機関さんそれぞれにどういったところにこういった設備に関する資金が流れているですとか、そういった部分までの押さえはできていないのですけれども、そういったやりとりはさせていただいている状況でございます。

〇議長(山本浩平君) 13番、前田博之議員。

O13番(前田博之君) 中小企業の資金わかりました。なるべくそういう動きがあれば、町も財政厳しいですけれども、預託ですから、そういう制度を拡大して使えるようにする。それと、1つ言いたいのは、金融機関が自分たちの融資を積極的に出さないで、信用づけして高い金利で町の融資に回して、結果的に融資をしないと。企業の体質見ての話ですから、そういう部分が若干ある場合があるのです。危惧されるのです。そういう実情を聞いているかどうかわかりませんけれども、なるべくそういうことなくて制度資金とプロパー資金がちゃんと使えて、白老町の経済活性化になるような行政指導をぜひしてほしいなと、こう思います。それは答弁してください。

それと、これからサウナの関係言いますけれども、答弁によって1回か2回質問ふえるかもわかりませんけれども、私こういう場で言いたくないのですよ、本当は。だけれども、言わなければいけないというような流れの中でありますから、言わせてもらうけれども、この低温サウナは多分何カ月もたっているのです。子供用のサウナ、そうですよね、課長。この冬の時期になって、子供たち何て言っていますか、プールに入って。講習会があって来たら、寒くて入れないのです。私から言うけれども、苦肉の策で先般大人用の温度下げたわけでしょう。大人の人は何て言っている。使えないのですよ、冬になって。そういう認識がどうしているか、これ言いたくないけれども、教育長、報連相、報告、連絡、相談受けていますか。そして、私言いたくないけれども、見積もりだとか、いつ原因押さえて、どういう状況で、いつでも予算できるように修繕の見積もり出していますか。その経過と今の部分についてお答えください。

〇議長(山本浩平君) 森経済振興課長。

〇経済振興課長(森 玉樹君) 今回の安定化資金の融資先には、個人事業主の方ですとか、 そういったところにも利用していただいている状況でございます。ですから、基本的にはご相 談あった方には、今町でこういう制度あるといったところで活用していただいていると思って おります。ただ、今おっしゃられたことは、私も踏まえて金融機関さんとも連携してやってい きたいなというふうに思っています。

〇議長(山本浩平君) 武永生涯学習課長。

〇生涯学習課長(武永 真君) 低温サウナが壊れましたのは、たしかまだ2カ月もたってはいなかったと思いますが、その後子供ですとかお年寄りのほうから早く直して欲しいというような声は聞こえておりました。今回防衛の補助をいただくに当たって、若干そちらも使えないものかというようなことでも考慮したのですけれども、どうしても見積もりですとか原因の追求まで至らず、今になっているようなことで、利用者には大変なご迷惑をおかけしているというふうに思っております。

〇議長(山本浩平君) 安藤教育長。

○教育長(安藤尚志君) 今議員のほうからご指摘いただきましたプール利用者の方々への大変不便な状況についてでございますけれども、先ほど課長のほうからも答弁ございましたように、できる範囲の中でなるべく早い段階でこの状況について改善できるよう、お金のかかることでございますので、財源のほうも相談しながら措置をしてまいりたいというふうに考えております。

〇議長(山本浩平君) 13番、前田博之議員。

O13番(前田博之君) 2カ月足らずという言い方だよね、秋ですよね、冬にかかってくるのですよ。そのときに原因がわかっていたら、原因を追求して、見積もりもらって、今いみじくも言ったけれども、防衛施設周辺交付金に当たらないみたいだけれども、もしそうであっても、当初1,100万円つけている防衛の補助金、こういう感じに変わるのだったら、今の部分は当然職員として見積もりをとって、教育長に相談して予算要求して、どうするかということがあるのが筋ではないですか。そして、防衛省の補助金使える、使えないは別にして、もし使えるとしたら、結果的に基金に積んでいるのですよ、特定目的にして。何に使うかは言いません、もう皆さん聞いているから。そうであれば、11月ちょっと前ぐらいだと思います。その前だ、その前からだ、子供たち騒いでいたから。そうすれば、今言ったようなことをなぜできないのですか。今冬ですよ、子供たち震えているのですよ、プールから上がって。わかりますよね。びっしり泳いで汗かいてでないのですよ、講習ですから。たまに行って、あと子供たちは上に立って見ている。みんな震えて、ばあっとサウナ室行くのです。使えない、ずっと。みんな使えないから帰していたのだよ。多分最近声が大きいから、大人用下げたのでしょう。

なぜ現場を見て歩かないのですか。言いなりかい、これから指定管理の議案あるけれども。 もう少し町民の側に立った行政ってできないですか。毎日使っているのですよ、教育長。私は ここで本当に言いたくなかったので、教育長に直接言おうと思ったのだけれども、これは私が 言っているわけでないですから、町民の声です。お母さん方からみんな来ているのですよ、毎 日。なぜ直らない、なぜ直らない。しまいに今度大人のほうに行きなさいです。行った大人の 人、何でだと、こうなっているのです。そういうことが今の行政であるのですか。きのう、おとといの質問でも同僚議員言っていましたけれども、もう少し。これは、職員が気配りしてちょっと見ればわかる。できるはずです。なぜ補正上げなかったのですか。いまだに見積もりとっていないのですか、確認しますけれども。

〇議長(山本浩平君) 武永生涯学習課長。

〇生涯学習課長(武永 真君) 現場確認については、すぐにうちの職員が向かって、天井裏まで見ながらというようなことがありました。それで、まず初めに考えたのは、指定管理施設ですので、まず指定管理者のほうでどうにかならないのかというような話を行いながらきたところです。また、見積もりにつきましては、現在48万円でしたか、それぐらいの見積もりを、ただサウナ室をもとに戻すというだけで四十数万円の見積もりをいただいたところでございます。

〇議長(山本浩平君) 13番、前田博之議員。

O13番(前田博之君) 今の金額聞いたかい、課長、おかしくないかい、あなた。指定管理者がどうするかと言ったでしょう、今。指定管理の扱いについて決算審査特別委員会とか予算等審査特別委員会で審査したはずです。そしたら、指定管理料の中に維持修繕費が入っていませんから、白老町はその分を上積みしていると言ったのだ。そしたら、今指定管理者にどうにかならないか相談してどうするの、指定管理者が出せるの。もう少し理路整然と議会に対する答弁、現状認識してちゃんと答弁してください。48万円でやれるのだったら、何で今回上げないの。教育長、相談受けていないのですか、これ。

〇議長(山本浩平君) 安藤教育長。

○教育長(安藤尚志君) 今十分に、先ほど報連相というご指摘をいただきましたけれども、 改めてもう一度教育委員会内における報連相について私も含めて確認をしてまいりたいという ふうに思っております。また、今回のプールのサウナの件につきましては、私自身も十分認識 しておりませんで、大変ご迷惑をおかけしております。改めて早急にどういう手だてが講じら れるのかも含めて、もう一度課内あるいは財政のほうとも相談をしながら、なるべく早い段階 で町民の皆さんにご不便をおかけしないような形で対応してまいりたいというふうに考えてお ります。

〇議長(山本浩平君) 13番、前田博之議員。

O13番(前田博之君) ぜひ現場に足を運んで、定期的に施設を管理するということが、これは務めです。先ほど森議員も質問しましたでしょう。彼も議員になって歴史浅いけれども、そうやってくまなく見て、声を届けているのですよ、議員側が。そういうことは、やっぱり行政側になければいけないのでないですか。どうですか。教育長でなくてもいい、施設管理か何かのほうでもいいです。

〇議長(山本浩平君) 古俣副町長。

○副町長(古俣博之君) 行政の全体的な動きということにおいて私の立場からご答弁をさせていただきたいと思いますけれども、今前田議員からご指摘のあった点、それから森議員からもご指摘があった点、それから氏家議員からもそのチェックの体制についてのご指摘をいただ

きました。常々報連相のあり方含めて現場に対しての目線の置き方というのは、十分理事者側からしてそのところについては職員に対して指導も含めて進めておりますけれども、今言ったことが現実的に起きているということは、これは本当に大変申しわけなく思っておりますし、今後この実態に沿った対応をしっかりしていかなければ町民の皆様方に大変なご迷惑をおかけするという認識に立っております。決して意図的にというか、職員が確かにサボるというか、怠慢な中で起きているということだけではなくて、さまざまな仕事の関係上の多忙さの中で見落としているという部分も、これは本当に申しわけないのですけれども、あることも事実なのです。そういうところは管理者としてしっかりと、理事者としてしっかりと対応していきたいと思います。

- 〇議長(山本浩平君) 8番、大渕紀夫議員。
- **〇8番(大渕紀夫君)** 8番、大渕です。33ページの今の温水プールの関係で簡単に1点だけ お尋ねしたいのですけれども、当初予算とこれだけの減額がされるという中身、内容、中でど ういう変化があってこれだけの減額になっているのか、今答弁あったことについてはいいです から、それ以外のことであればお尋ねします。
- 〇議長(山本浩平君) 竹田建設課長。
- **〇建設課長(竹田敏雄君)** プールの工事の中身になりますので、私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

まず最初に、当初の工事の内容なのですけれども、FRPランニング工法という工法で、今あるプールと同じような工法で修理をしたいということです。なので、内容としましては、FRPを全部撤去して、FRPパネルをつけて、その上にFRPの樹脂を塗ると、こういったような工事になります。今度新しい工事につきましては、今あるFRPは取るのですけれども、それに直接シート状の塩ビシートを張っていくという工法になります。ですから、パネルがないだとか、そういった部分で経費が約半分の中で施工ができる、こういったような内容になっています。

- 〇議長(山本浩平君) 8番、大渕紀夫議員。
- **〇8番(大渕紀夫君)** 8番、大渕です。内容というか、強度等々で変化がないのかどうか。何を言たいかといったら、初めからわかっているならどうしてその工法でやらないのかという、そこをちょっと聞きたいのです。
- 〇議長(山本浩平君) 竹田建設課長。
- **〇建設課長(竹田敏雄君)** 最初からわかっていたのかという部分なのですけれども、最初わかっていなかったのです。去年防衛に事業要望するときと、それから予算計上するときには、既存の工法でいきたいということで予算要求と事業要望しました。ただ、そのときににおいがするだとか、約3カ月ぐらいは全面閉鎖しないとだめだということがあったのです。そこがずっと気になっていまして、新年度になってから、8月ぐらいだったと思うのですけれども、工法をいろいろ探して、情報とか集めたのです。その段階で塩ビシート工法、これがあるということがわかりましたので、そこをちょっと勉強しながら判断をしたということであります。
- 〇議長(山本浩平君) 8番、大渕紀夫議員。

○8番(大渕紀夫君) 8番、大渕です。今のことで理解はします。しますけれども、当初予算の半分になるということがわからないとか、それから情報がない。担当を責めるとかではないですよ、僕言っているのは。1,100万円なのだ。これ民間だったら、そんなことに、役場だからなるとは言わないけれども、やっぱり考え方が、もう副町長いいですけれども、考え方が、本当に新たに出た何カ月前かに出た工法だったらそれはしようがないかもしれないけれども、しかしこういうことってわずか3月から今までの間に起こるということがどうも僕らには理解できないのだ。自分のお金で自分のうちでやるとしたら、こういうことになるのかなというようなあたり、それが50万円の25万円ならよくて、2,000万円の1,000万円だからだめだというふうには言わないけれども、今こういう経済情勢の中で職員の皆さんがどういう意識を持って仕事やらなければだめなのかというのは、こういうところに、これは新たに見つかったという工法だから、そういうふうに理解するけれども、そこら辺が僕はどうもぴたっとこないのだ。そこら辺事実そうなのですか、その工法というのは本当に新しくて、今まで知らなかった工法なの。

〇議長(山本浩平君) 竹田建設課長。

○建設課長(竹田敏雄君) 結果としては、予算要求した段階では明らかにわかってはいなかったということです。まず、最初の段階でこの工法がわかっていれば、こういうことには当然ならなかったわけですけれども、そこの段階で防衛局とのやりとりの中で、まず既存の性能と同じものでするべきだという指導みたいことが入っていたこともありまして、そこの最初の工法しか頭にはなかったのです。ただ、なかったのですけれども、担当としてみれば、においがするだとか、さっき言ったように3カ月は閉鎖しないとだめだといったことが常に気になっていたのです。ですから、新しい年度になってから、いろいろ勉強したと言ったらあれなのですけれども、工法をいろいろ探して、たまたまというか、8月に防水工事の関係で工事を発注しているのですけれども、そういった防水工事の中でこういった工法なりだとか、そういった情報をとることができましたので、そこの段階で工法を変えるというふうな判断をさせてもらったということです。最初からわかれば確かによかったのですけれども、そこはなかなか、プールの改修をしたことがないだとか、言いわけになると言われればそれまでですけれども、そういった中で判断させてもらったということなので、ご理解いただきたいと思います。

〇議長(山本浩平君) 10番、本間広朗議員。

〇10番(本間広朗君) 本間です。17ページの職員管理事務経費の中に、議案説明の中でちょっと聞き逃した部分もあるので、確認の意味で質問したいと思います。

たしか採用するときに、ストレス耐性という言い方していましたよね、言葉が適切かどうか わからないのですけれども、いわゆるストレスチェックというか、そういうのをやると言って いましたが、これ説明会で言ったかどうかわからない。まず、採用理由、なぜストレス耐性を 採用したのかというのと、それから他市町村の状況、これはどうなっている。先ほどもありま したけれども、結構多くの、ほかでも100人とか、そういう多くの採用試験を受けられる方がい るということなので、その中身まではいいのですけれども、もし簡単に何かわかれば、内容ま では踏み込めないかもしれないのですけれども、その理由をお聞かせください。 〇議長(山本浩平君) 岡村総務課長。

〇総務課長(岡村幸男君) 議案説明会の中で財政課長のほうからストレス耐性ということの お話もさせていただきましたけれども、一般性格診断ということでありまして、受験された方 の例えば指導性ですとか、それから慎重性ですとか、積極性ですとか、その方のどういう特徴 があるのかという、そういう性格の分析を基本的に行うという考え方が大きいのですが、その 中に1つは先ほど財政課長のほうからも説明があったということのそういう耐性も見ていくと いうことで、そういう検査をペーパーテストをやるということでして、採用する職員の当然優 秀な人材を確保していくという中では、そういう傾向もきちっとつかんだ上で、その方がどう いうような考え方を持っているのかということも採用時には十分見きわめる必要があるという ことで、こんな形をとりました。特にことしからそれを行うということにしております。それ は、これまでのいろいろな人事側の採用した職員、それから今後採用すべき優秀な人材を確保 するために必要な項目だという判断をとらせてもらったということであります。それで、町村 会で統一の試験をやっているということなものですから、実は今回は町独自で入れさせてもら いましたが、この中身については町村会のほうにもお話をしておりまして、町村会のほうで統 一の試験の中にそういう項目として入れていただくという中でお話をしております。その辺は、 他の町村もその必要性はあるということもおっしゃっていただいておりますので、次回以降は そういう中で取り組みをさせていただければなというふうには考えてございます。

〇議長(山本浩平君) 10番、本間広朗議員。

O10番(本間広朗君) 本間です。悪いことではないと思いますが、このストレス耐性というか、チェックというか、そういうのは例えば採用時にどの程度の影響を受けるのかというのは、多分受ける側はいろいろ構えなければならない部分もあると思います。これは、恐らく面接だけでは判断できないから、そうなのか、どうなのか、その辺のところもちょっとお聞きしたいというか、ある程度そういうペーパーで、ペーパーかどうかわからないですけれども、するのも必要ですけれども、僕個人的には一番いいのはやはり面接、お互いに面接で話しして、いろんな性格とか、協調性とか、そういうのをいろいろ判断できると思うので、要らないとは言いませんが、ある程度そういう判断基準というのはして、ただ採用時にどの程度の影響を受けるのか、これで落ちるということはないと思いますが、まちとしてどの程度判断基準として捉えて面接というか、していくのかどうか、その辺の部分だけお聞かせください。

〇議長(山本浩平君) 岡村総務課長。

○総務課長(岡村幸男君) そのことによって、例えばこのことが非常に重き、ウエートを占めているという、それぞれの分析の内容がかなり面接の段階で大きく占めているかというと、それは基本的にこの内容を各面接官も見て、確認しながら各面接官がさまざまな質問を投げかけるわけなのです。例えば指導性の問題ということでいけば、その方が今まで学生時代、もしくは社会人になってどういう活動をしてきたのかだとか、例えば指導性が若干低ければ、そのことで今までどんな取り組みをしてきたのですかというような、そういう質問項目に展開していったり、それとか積極性の部分でも例えばスポーツ活動をしてきたときにどういうポジションで自分はそういうことをやってきたのかだとかということを常に面接の段階でお聞きする

と、その中で判断をしていくという、そういうものなのです。ですから、この結果がどうだということではなくて、その内容に基づいていろんな質問を展開して、そしてその上で各面接官が判断をしていくという、そういうことに使っていくということでございますので、その辺で理解をいただきたいと思います。

○議長(山本浩平君) ほか質疑ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山本浩平君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(山本浩平君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第1号 平成28年度白老町一般会計補正予算(第10号)、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔举手全員〕

〇議長(山本浩平君) 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時10分

○議長(山本浩平君) それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

◎議案第2号 平成28年度白老町国民健康保険事業特別会計 補正予算(第3号)

○議長(山本浩平君) 議案第2号 平成28年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)を議題に供します。

提案の説明を求めます。

畑田町民課長。

〇町民課長(畑田正明君) それでは、議の2-1をお開きください。議案第2号でございます。平成28年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)。

平成28年度白老町の国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ149万5,000円を減額し、歳入歳出 予算の総額を歳入歳出それぞれ35億8,859万6,000円とする。 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算 の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年12月9日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

O議長(山本浩平君) ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のあります方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(山本浩平君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山本浩平君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第2号 平成28年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)、原案のとおり 決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

〇議長(山本浩平君) 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号 平成28年度白老町後期高齢者医療事業特別会 計補正予算(第1号)

○議長(山本浩平君) 日程第6、議案第3号 平成28年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)を議題に供します。

提案の説明を求めます。

畑田町民課長。

○町民課長(畑田正明君) それでは、議3─1をお開きください。議案第3号 平成28年度 白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)。

平成28年度白老町の後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ301万円を減額し、歳入歳出予算の 総額を歳入歳出それぞれ2億7,790万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算 の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年12月9日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長(山本浩平君) ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(山本浩平君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山本浩平君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第3号 平成28年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[举手全員]

〇議長(山本浩平君) 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号 平成28年度白老町港湾機能施設整備事業特別 会計補正予算(第1号)

○議長(山本浩平君) 日程第7、議案第4号 平成28年度白老町港湾機能施設整備事業特別 会計補正予算(第1号)を議題に供します。

提案の説明を求めます。

赤城港湾室長。

○経済振興課港湾室長(赤城雅也君) 議4─1です。議案第4号 平成28年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計補正予算(第1号)。

平成28年度白老町の港湾機能施設整備事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ635万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,782万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算 の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年12月9日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

〇議長(山本浩平君) ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のあります方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山本浩平君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(山本浩平君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第4号 平成28年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計補正予算(第1号)、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[举手全員]

〇議長(山本浩平君) 全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号 平成28年度白老町墓園造成事業特別会計補正 予算(第3号)

O議長(山本浩平君) 日程第8、議案第5号 平成28年度白老町墓園造成事業特別会計補正 予算(第3号)を議題に供します。

提案の説明を求めます。

山本生活環境課長。

〇生活環境課長(山本康正君) 議5-1 をお開きください。議案第5 号 平成28年度白老町 墓園造成事業特別会計補正予算 (第3 号)。

平成28年度白老町の墓園造成事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,830万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算 の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年12月9日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(山本浩平君) ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のあります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(山本浩平君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(山本浩平君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第5号 平成28年度白老町墓園造成事業特別会計補正予算(第3号)、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

「举手全員〕

〇議長(山本浩平君) 全員賛成。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号 平成28年度白老町水道事業会計補正予算(第 1号)

○議長(山本浩平君) 日程第9、議案第6号 平成28年度白老町水道事業会計補正予算(第1号)を議題に供します。

提案の説明を求めます。

工藤上下水道課長。

○上下水道課長(工藤智寿君) 議6─1をお開きください。議案第6号でございます。平成28年度白老町水道事業会計補正予算(第1号)。

第1条、総則、平成28年度白老町水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第2条、資本的支出の補正、平成28年度白老町水道事業会計予算第4条本文括弧書中「不足する額2億8,764万2,000円」を「不足する額2億8,434万4,000円」に、「損益勘定留保資金2億7,741万6,000円」を「損益勘定留保資金2億7,411万8,000円」に改め、資本的支出予定額を次のとおり補正する。

支出、第1款資本的支出、既決予定額3億3,764万2,000円、補正予定額329万8,000円を減額、計3億3,434万4,000円。

第2項企業債償還金、既決予定額9,946万3,000円、補正予定額3,670万2,000円、計1億3,616万5,000円。

第3項投資、既決予定額1億円、補正予定額4,000万円を減額、計6,000万円。

平成28年12月9日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(山本浩平君) ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のあります方はどうぞ。

13番、前田博之議員。

- O13番(前田博之君) 議案説明を受けたということで質問しますけれども、これはいつ借り入れした事業、事業債なのかな、それの繰上償還分で利子が幾ら軽減されるのか、その部分。
- 〇議長(山本浩平君) 工藤上下水道課長。
- **〇上下水道課長(工藤智寿君)** このたび繰上償還させていただく起債についてご答弁させていただければと思います。

借り入れの内容につきましては、平成20年3月25日に発行させていただいております平成

19年の縁故債でございます。借入金の元金につきましては1億4,680万円、12年の償還で、借り入れ利率は2.01%ということでございます。既に償還している金額につきましては9,786万4,000円、未償還金額が4,893万6,000円で、これの繰上償還しなかった場合の完済予定日としましては平成32年3月25日ということでございます。利子のほう、抑制額ということでご答弁させていただければと思いますが、28年度でもうこれは予算措置させていただいている金額がこちらの部分については92万7,694円、それから平成29年度償還に伴う利子が67万4,381円、それから平成30年度につきましては42万9,488円、それから平成31年度につきましては18万5,269円、本年度の予算措置分も含みまして221万6,832円になります。今回繰上償還することによって、実質今年度の予算措置分を除きますと128万9,138円が圧縮できるというような内容になってございます。

○議長(山本浩平君) ほか質疑ございます方どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山本浩平君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(山本浩平君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第6号 平成28年度白老町水道事業会計補正予算(第1号)、原案のとおり決定すること に賛成の方は挙手を願います。

[举手全員]

〇議長(山本浩平君) 全員賛成。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号 白老町農業委員会の委員の定数を定める条例の 制定について

〇議長(山本浩平君) 日程第10、議案第7号 白老町農業委員会の委員の定数を定める条例 の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

本間農林水産課長。

O農林水産課長(本間 力君) 議7─1をお開き願います。議案第7号 白老町農業委員会の 委員の定数を定める条例の制定について。

白老町農業委員会の委員の定数を定める条例を次のとおり制定するものとする。

平成28年12月9日提出。白老町長。

白老町農業委員会の委員の定数を定める条例。

(趣旨)

第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律第8条第2項に基づき、白老町農業委員会の委員の定数を定めるものとする。

(定数)

第2条 農業委員の定数は、10人とする。

附則。

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律附則第29条第2項の場合においては、この 条例の規定は適用せず、次項の規定による廃止前の白老町農業委員会の選挙による委員の定数 条例の規定は、なおその効力を有する。

(白老町農業委員会の選挙による委員の定数条例の廃止)

3 白老町農業委員会の選挙による委員の定数条例は、廃止する。

(白老町職員定数条例の一部改正)

4 白老町職員定数条例の一部を次のように改正する。

第1条中「農業委員会等に関する法律第20条第2項」を「農業委員会等に関する法律第26条 第2項」に改める。

続きまして、議案説明でございます。白老町農業委員会の委員の定数を定める条例の制定について。

農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、農業委員の選任方法が公選制から議会の同意を要する市町村長による選任制に改められ、農業委員の定数を政令で定める基準に従い、条例で定める必要があることから、本条例を制定するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

白老町農業委員会の委員の定数を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第2項に 基づき、白老町農業委員会の委員(以下「農業委員」という。)の定数を定めるものとする。 (定数)

第2条 農業委員の定数は、10人とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第63号)附則第29条第

2項の場合においては、この条例の規定は適用せず、次項の規定による廃止前の白老町農業 委員会の選挙による委員の定数条例の規定は、なおその効力を有する。

(白老町農業委員会の選挙による委員の定数条例の廃止)

- 3 白老町農業委員会の選挙による委員の定数条例(昭和32年条例第5号)は、廃止する。 (白老町職員定数条例の一部改正)
- 4 白老町職員定数条例(昭和58年条例第4号)の一部を次のように改正する。 第1条中「農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第20条第2項」を「農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第26条第2項」に改める。

○議長(山本浩平君) ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(山本浩平君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(山本浩平君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第7号 白老町農業委員会の委員の定数を定める条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[举手全員]

〇議長(山本浩平君) 全員賛成。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号 白老町税条例の一部を改正する条例の制定について

〇議長(山本浩平君) 日程第11、議案第8号 白老町税条例の一部を改正する条例の制定に ついてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

久保税務課長。

O税務課長(久保雅計君) 議8─1ページをお開きください。議案第8号でございます。白老町税条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成28年12月9日提出。白老町長。

次に、議8-5ページをお開きください。附則でございます。

(施行期日)

第1項、この条例は、所得税法等の一部を改正する法律附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行するものでございます。

(経過措置)

第2項、この条例による改正後の白老町税条例附則第20条の2の規定は、この条例の施行の日の属する年の翌年1月1日(施行日が平成29年1月1日である場合には、同日)以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る個人の町民税について適用するものでございます。

続きまして、議8-6ページをお開きください。議案説明でございます。所得税法等の一部を改正する法律が平成28年3月31日に公布され、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律等の一部が改正されたことに伴い、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例に関する規定を加えるべく所要の整備を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(山本浩平君) ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(山本浩平君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山本浩平君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第8号 白老町税条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[举手全員]

〇議長(山本浩平君) 全員賛成。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号 白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(山本浩平君) 日程第12、議案第9号 白老町国民健康保険税条例の一部を改正する 条例の制定についてを議題に供します。 提案の説明を求めます。

畑田町民課長。

〇町民課長(畑田正明君) それでは、議9-1ページをお開きください。議案第9号 白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成28年12月9日提出。白老町長。

次ページ、9-2をお開きください。附則でございます。

(施行期日)

第1項、この条例は、所得税法等の一部を改正する法律附則第1条第5項に掲げる規定の施行の日から施行する。

(適用区分)

第2項、この条例による改正後の白老町国民健康保険税条例附則第10項及び第11項の規定は、この条例の施行の日の属する年の翌年1月1日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例的適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特定適用配当等若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る国民健康保険税について適用する。

続きまして、議9-4、議案説明でございます。白老町国民健康保険税条例の一部改正について。所得税法等の一部を改正する法律が平成28年3月31日に公布され、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義に係る所得税等の非課税に関する法律等の一部が改正されたことに伴い、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例に関する規定を加えるべく所要の整備を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

以上、よろしくご審議のほどをお願いいたします。

白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

白老町国民健康保険税条例(昭和34年条例第12号)の一部を次のように改正する。

附則第12項を附則第14項とし、附則第11項を附則第13項とし、附則第10項を附則 第12項とし、附則第9項の次に次の2項を加える。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条

の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第23条において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額(」と、同条第二項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第23条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

1 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第23条において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「古しくは山林所得金額、は特例適用配当等の額」と、第23条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額がびに特例適用配当等の額」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第1条第5 号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の白老町国民健康保険税条例附則第10項及び第11項の規定は、この条例の施行の日(以下この項において「施行日」という。)の属する年の翌年1月1日(施行日が平成29年1月1日である場合には、同日)以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に

規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第

6項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る国民健康保険税について適用する。

白老町国民健康保険税条例新旧対照表

改正前	改正後
	(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課
	税の特例)
	10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保
	険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外
	国居住者等の所得に対する相互主義による所得
	税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律
	第144号)第8条第2項に規定する特例適用
	利子等、同法第12条第5項に規定する特例適
	用利子等又は同法第16条第2項に規定する特
	例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡
	所得、一時所得及び雑所得を有する場合におけ
	る第3条、第6条、第8条及び第23条の規定
	の適用については、第3条第1項中「山林所得
	金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山
	林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する
	相互主義による所得税等の非課税等に関する法
	律(昭和37年法律第144号)第8条第2項
	(同法第12条第5項及び第16条第2項にお
	いて準用する場合を含む。)に規定する特例適
	用利子等の額(以下この条及び第23条におい
	て「特例適用利子等の額」という。)の合計額
	から法第314条の2第2項」と、「山林所得
	金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並
	びに特例適用利子等の額の合計額(」と、同条
	第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若
	しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」
	と、第23条中「山林所得金額」とあるのは「山
	林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。
	<u>(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課</u>
	税の特例)
	11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保
	険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外
	国居住者等の所得に対する相互主義による所得

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

10 略

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

11 世帯主又はその世帯に属する国民健 康保険の被保険者若しくは

(平成22年度以降の国民健康保険税の 減免の特例)

<u>12</u> 略

税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規 定する特例適用配当等、同法第12条第6項に 規定する特例適用配当等又は同法第16条第3 項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、 配当所得及び雑所得を有する場合における第3 条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用 については、第3条第1項中「山林所得金額の 合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得 金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主 義による所得税等の非課税等に関する法律第8 条第4項(同法第12条第6項及び第16条第 3項において準用する場合を含む。)に規定す る特例適用配当等の額(以下この条及び第23 条において「特例適用配当等の額」という。) の合計額から法第314条の2第2項」と、「山 林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得 金額並びに特例適用配当等の額の合計額(」と、 同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは <u>「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の</u> 額」と、第23条中「山林所得金額」とあるの は「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」 とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課 税の特例)

12 略

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課 税の特例)

13 略

(平成22年度以降の国民健康保険税の減免の特例)

14 略

○議長(山本浩平君) ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(山本浩平君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山本浩平君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第9号 白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

〇議長(山本浩平君) 全員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号 白老町立特別養護老人ホーム寿幸園の指定管 理者の指定について

〇議長(山本浩平君) 日程第13、議案第10号 白老町立特別養護老人ホーム寿幸園の指定管理者の指定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

下河健康福祉課長。

○健康福祉課長(下河勇生君) 議10─1 をお開きください。議案第10号 白老町立特別養護 老人ホーム寿幸園の指定管理者の指定について。

指定管理者を次のとおり指定する。

平成28年12月9日提出。白老町長。

- 1、管理を行わせる施設の名称及び所在地、名称、白老町立特別養護老人ホーム寿幸園、所在地、白老郡白老町東町4丁目6番8号。
- 2、指定管理者の名称及び所在地、名称、代表者、社会福祉法人天寿会、理事長、堂前文男、 所在地、白老郡白老町字竹浦134番地5。
 - 3、指定の期間、平成29年4月1日から平成34年3月31日まで。

次のページをお開きください。議案説明です。白老町立特別養護老人ホーム寿幸園の指定管理者として社会福祉法人天寿会を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。本件指定管理者の候補者の選定のため、白老町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき公募したところ、1団体、社会福祉法人天寿会からの応募があり、同条例第4条第2項に規定する白老町指定管理者候補者選定委員会において審議をした結果、現指定管理者である社会福祉法人天寿会が当該施設の管理を適切に行うことができる団体と認め、指定管理者の候補者として選定したものであります。

次に、本日配付させていただきました議案第10号の説明資料、指定管理者の指定についてを ごらんください。追加の説明をさせていただきます。 4 項目めの白老町公の施設の指定管理者 候補者選定委員会開催経過についてであります。委員会を 2 回開催しております。第1回目の 選定委員会は、平成28年8月25日に選定委員7名で開催され、審議内容は募集要項、選定方法等についてであります。第2回目の選定委員会は、平成28年10月28日に選定委員9名で開催され、審議内容は採決、指定管理者候補者の選定についてであります。

次に、第5項目めの公募の期間についてであります。公募期間は、平成28年9月1日から9月30日までであります。

次に、7項目めの選定結果、(2)、選定理由についてであります。選定委員会において白老町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第1項各号の選定基準に基づき審査を行った結果、必要な基準を満たしているとの評価を得たところであります。当該団体においては、これまでの実績等から効果的かつ効率的な管理運営を行う能力を十分に有すると判断し、選定委員全員賛成により選定したものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

- 〇議長(山本浩平君) 岡村総務課長。
- ○総務課長(岡村幸男君) 私のほうから補足で説明をさせていただきます。

議案説明会で請求のありました説明資料についてでございます。議案第10号から第13号の4件の議案について資料を作成し、配付を本日させていただきました。この資料の公表の考え方でございますが、若干説明させていただきます。このたびの議案におきまして、手続的には議会の議決をいただいた後、指定管理者を指定し、その後指定管理者と協議を行う形になります。その協議の中で基本協定、それから年度協定という協定を結ぶという、そういう手続に入っていきます。そのため、応募のあった団体の個別の評価点数ですとか応募時に提案のありました事業内容、それから指定管理料等の事業活動情報の公表につきましては現段階では一定の配慮が必要だというふうに考えてございまして、そのような資料のつくりとなっておりますので、その辺をご理解いただきたいと思います。なお、指定管理者と協定が締結された後は、情報公開制度に基づきまして公開請求があれば、個人情報や事業活動情報を除きまして原則公開をするということでおりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長(山本浩平君) ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(山本浩平君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(山本浩平君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第10号 白老町立特別養護老人ホーム寿幸園の指定管理者の指定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

〇議長(山本浩平君) 全員賛成。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号 白老町体育施設の指定管理者の指定について

日程第14、議案第11号 白老町体育施設の指定管理者の指定について 〇議長(山本浩平君) を議題に供します。

提案の説明を求めます。

武永生涯学習課長。

○生涯学習課長 (武永 真君) 議11─1をお開きください。議案第11号 白老町体育施設の指 定管理者の指定について。

指定管理者を次のとおり指定する。

平成28年12月9日提出。白老町長。

- 1、管理を行わせる施設の名称及び所在地、名称、白老町総合体育館、所在地、白老郡白老 町本町1丁目1番2号。白老桜ケ丘公園町営野球場、白老郡白老町緑丘4丁目636番地。白老桜 ケ丘公園陸上競技場、白老郡白老町緑丘4丁目636番地。白老桜ケ丘公園、白老郡白老町緑丘4 丁目638番地 1 。白老桜ケ丘公園テニスコート、白老郡白老町緑丘 4 丁目636番地。白老テニス コート、白老郡白老町末広町1丁目601番地2。萩野テニスコート、白老郡白老町字萩野287番 地3。町民ふれあい広場、白老郡白老町大町4丁目189番地1。森野スキー場、白老郡白老町字 森野37番地。
- 2、指定管理者の名称及び所在地、名称、代表者、一般財団法人白老町体育協会、会長、和 歌宏侑、所在地、白老郡白老町本町1丁目1番2号、白老町総合体育館内。
 - 3、指定の期間、平成29年4月1日から平成34年3月31日まで。

次のページをお開きください。議案説明です。白老町体育施設の指定管理者の指定について。 白老町体育施設の指定管理者として一般財団法人白老町体育協会を指定したいので、地方自治 法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。本件指定管理者の 候補者の選定のため、白老町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき公 募したところ、1団体、一般財団法人白老町体育協会からの応募があり、同条例第4条第2項 に規定する白老町指定管理者候補者選定委員会において審議をした結果、現指定管理者である 一般財団法人白老町体育協会が当該施設の管理を適切に行うことができる団体と認め、指定管 理者の候補者として選定したものである。

次のページに参考資料といたしまして、指定管理者候補者の一般財団法人白老町体育協会に ついての概要を掲載しております。内容につきましては、記載のとおりでございますので、省 略させていただきます。

続きまして、議案第11号説明資料をごらんください。指定管理者の指定について。1、2、 3につきましては、前述のとおりですので、割愛させていただきます。

4、基準管理費は、5年間合計で1億4,869万円です。なお、この金額は、指定管理者候補者 からの提案価格につきましては基準管理費を下回っております。

- 5、白老町公の施設の指定管理者候補者選定委員会開催経過であります。第1回選定委員会は、平成28年8月25日に7名の選定委員をもって開催され、募集要項、選定方法等についてご協議いただきました。また、第2回選定委員会は、平成28年10月28日に9名の選定委員をもって開催され、協議、指定管理者候補者の選定についてご協議いただきました。
 - 6、公募期間は、平成28年9月1日から10月5日までであります。
 - 7、応募団体は1団体で、一般財団法人白老町体育協会であります。
- 8、選定結果であります。(1)、選定された団体は、一般財団法人白老町体育協会、会長、和歌宏侑。(2)、選定の理由は、選定委員会において白老町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第1項各号の選定基準に基づき審査を行った結果、必要最低限の基準は満たしているとの評価を得たところであります。また、当該団体においては、これまでの実績等から効果的かつ効率的な管理運営を行う能力を十分に有すると判断し、選定委員全員賛成により選定したものであります。ただし、管理運営に当たっては、町民の健康増進、施設利用者の増加につながる自主事業の積極的な実施を要請することといたしました。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長(山本浩平君) ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(山本浩平君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山本浩平君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第11号 白老町体育施設の指定管理者の指定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[举手全員]

〇議長(山本浩平君) 全員賛成。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号 白老町北吉原はまなすスポーツセンター及び 北吉原運動広場の指定管理者の指定について

○議長(山本浩平君) 日程第15、議案第12号 白老町北吉原はまなすスポーツセンター及び 北吉原運動広場の指定管理者の指定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

武永生涯学習課長。

○生涯学習課長(武永 真君) 議12-1をお開きください。議案第12号 白老町北吉原はまな

すスポーツセンター及び北吉原運動広場の指定管理者の指定について。

指定管理者を次のとおり指定する。

平成28年12月9日提出。白老町長。

- 1、管理を行わせる施設の名称及び所在地、名称、白老町北吉原はまなすスポーツセンター、 所在地、白老郡白老町字北吉原86番地1及び北吉原運動広場、白老郡白老町字北吉原168番地9、 10。
- 2、指定管理者の名称及び所在地、名称、代表者、一般財団法人白老町体育協会、会長、和 歌宏侑、所在地、白老郡白老町本町1丁目1番2号、白老町総合体育館内。
 - 3、指定の期間、平成29年4月1日から平成34年3月31日まで。

次のページをお開きください。議案説明です。白老町北吉原はまなすスポーツセンター及び北吉原運動広場の指定管理者の指定について。白老町北吉原はまなすスポーツセンター及び北吉原運動広場の指定管理者として一般財団法人白老町体育協会を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。本件指定管理者の候補者の選定のため、白老町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき公募したところ、2団体からの応募があり、同条例第4条第2項に規定する白老町指定管理者候補者選定委員会において採点方式による審査を行い、審議をした結果、現指定管理者である一般財団法人白老町体育協会が当該施設の管理を適切に行うことができる団体と認め、指定管理者の候補者として選定したものである。

なお、次のページに参考資料といたしまして、指定管理者候補者の一般財団法人白老町体育協会についての概要を掲載しております。内容につきましては、記載のとおりですので、省略させていただきます。

続きまして、議案第12号説明資料をごらんください。指定管理者の指定について。1、2、3につきましては、前述のとおりですので、割愛させていただきます。

- 4、基準管理費用は、5年間合計で2,935万5,000円でございます。なお、指定管理者候補者からの提案価格は、基準管理費を下回っております。
- 5、白老町公の施設の指定管理者候補者選定委員会開催経過であります。第1回選定委員会は、平成28年8月25日に7名の選定委員をもって開催され、募集要項、選定方法等についてご協議をいただきました。また、第2回選定委員会は、平成28年10月28日に9名の選定委員をもって開催され、プレゼンテーション、ヒアリング、採点、協議、指定管理者候補者の選定についてご協議いただきました。
 - 6、公募期間は、平成28年9月1日から10月5日までであります。
 - 7、応募団体は2団体で、一般財団法人白老町体育協会ほか1団体であります。
- 8、選定結果であります。(1)、選定された団体は、一般財団法人白老町体育協会、会長、和歌宏侑。(2)、選定の理由は、選定委員会において白老町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第1項各号の選定基準に基づき審査を行った結果、当該団体が最も高い評価を得たこと、またこれまでの実績等から効果的かつ効率的な管理運営を行う能力を十分に有すると判断し、選定いたしました。ただし、管理運営に当たっては、町民の健康増進、

施設利用者の増加につながる自主事業の積極的な実施を要請することといたしました。(3)、 採点結果は、別紙のとおりであります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長(山本浩平君) ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のあります方はどうぞ。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- ○議長(山本浩平君) では、私から1点なのですが、応募団体について次のプールのほうは全部の4団体出ているのですけれども、こちらのほうのはまなすスポーツセンターはそのほか1団体となっていますよね、何か名称を明かすことができない理由でもあるのか。
- 〇議長(山本浩平君) 岡村総務課長。
- **〇総務課長(岡村幸男君)** 冒頭ご説明させていただきましたが、2者のうちの全てを公表したときに採点結果全て出るということになりますので、これは先ほどお話ししたとおり協定結んだ後には情報公開の対象にはしますが、今回の段階では公表は差し控えをさせていただくということでございます。よろしくお願いいたします。
- 〇議長(山本浩平君) ほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山本浩平君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(山本浩平君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第12号 白老町北吉原はまなすスポーツセンター及び北吉原運動広場の指定管理者の指定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔举手全員〕

〇議長(山本浩平君) 全員賛成。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号 白老町民温水プールの指定管理者の指定について

〇議長(山本浩平君) 日程第16、議案第13号 白老町民温水プールの指定管理者の指定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

武永生涯学習課長。

○生涯学習課長(武永 真君) 議13─1をお開きください。議案第13号 白老町民温水プールの指定管理者の指定について。

指定管理者を次のとおり指定する。

平成28年12月9日提出。白老町長。

- 1、管理を行わせる施設の名称及び所在地、名称、白老町民温水プール、所在地、白老郡白 老町緑丘4丁目636番地。
- 2、指定管理者の名称及び所在地、名称、代表者、都市総合開発株式会社、代表取締役、野 津手眞知子、所在地、苫小牧市豊川町2丁目1番2号。
 - 3、指定の期間、平成29年4月1日から平成34年3月31日まで。

次のページをお開きください。議案説明です。白老町民温水プールの指定管理者の指定について。白老町民温水プールの指定管理者として都市総合開発株式会社を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。本件指定管理者の候補者の選定のため、白老町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき公募したところ、4団体からの応募があり、同条例第4条第2項に規定する白老町指定管理者候補者選定委員会において採点方式による審査を行い、審議をした結果、現指定管理者である都市総合開発株式会社が当該施設の管理を適切に行うことができる団体と認め、指定管理者の候補者として選定したものである。

なお、次のページに参考資料といたしまして、指定管理者候補者の都市総合開発株式会社についての概要を掲載しております。内容につきましては、記載のとおりですので、省略させていただきます。

続きまして、議案第13号説明資料をごらんください。 1、2及び3につきましては、前述の とおりですので、割愛させていただきます。

- 4、基準管理費用は、5年間で1億3,507万円。なお、指定管理者候補者からの提案価格は基準管理費を下回っております。
- 5、白老町公の施設の指定管理者候補者選定委員会開催経過であります。第1回選定委員会は、平成28年8月25日に7名の選定委員をもって開催され、募集要項、選定方法等についてご協議いただきました。また、第2回選定委員会は、平成28年10月28日に9名の選定委員をもって開催され、プレゼンテーション、ヒアリング、採点、協議、指定管理者候補者の選定についてご協議いただきました。
 - 6、公募期間は、平成28年9月1日から10月5日までであります。
- 7、応募団体は4団体で、五十音順に、エンジョイスポーツ白老、一般財団法人白老町体育協会、シンコースポーツ株式会社、都市総合開発株式会社であります。

選定結果であります。(1)、選定された団体は、都市総合開発株式会社、代表取締役、野津 手眞知子。(2)、選定の理由は、選定委員会において白老町公の施設に係る指定管理者の指定 手続等に関する条例第4条第1項各号の選定基準に基づき審査を行った結果、当該団体が最も 高い評価を得たこと、また当該団体においては効果的かつ効率的な管理運営を行う能力を十分 に有すると考えられ、多種多様な自主事業の実施により町民の健康増進、施設利用者の増加な ど町民サービスの向上が期待できると総合的に判断し、選定したものであります。(3)、採点 結果は別紙のとおりにでございます。 以上で説明を終わらせていただきます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長(山本浩平君) ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のあります方はどうぞ。

13番、前田博之議員。

O13番(前田博之君) まず、今回の基準管理料が1億3,507万円です。それで、現在の指定管理をしている部分が基準管理費用が1億3,022万円、これ引いたら485万円増額になっているのです。この増額になった原因と増額された項目について伺います。

それと、いろいろここでも議論されていますけれども、私は地元から物品等の購入はすべきだと。この会社は本社苫小牧ですから、いろいろやっています。苫小牧のほうで一括購入されて自老に入ってきたら、白老から物を買いません。それで、消耗品等の地元からの購入、燃料費、これらについて地元優先だということの行政指導、あるいはどこまで効果あるのか、どういう形で行政指導しているのか、その辺について伺います。

次に、地元雇用、地元定住についてであります。これも随分議論されています。町から聞くところによると、現在正社員2名が町外から通勤しています。地元での消費や町税等の納税に懸念されます。正職員等の地元採用、地元定住等について条件提示を町はしているのか、これに対する制約はどういうふうな縛りをかけているのか。いろいろな問題もあると思いますけれども、あくまでも白老町が100%丸抱えしていますから、そういう視点からです。

それと、議論されていますけれども、どこの指定管理委員会にも言葉が出ていますけれども、 自主事業、これは町民相手にいろいろな振興を図るため、あるいは底辺を拡大するためのいろ いろな事業は別です。収益を伴うものに対する自主事業に係る収支の取り扱いについて議会で 十分議論されましたけれども、収入や人件費等のこのけじめの取り扱いについて自主事業の運 用に関する基準となる指針的なものはつくられているのかどうか、どういう形で指導していく のか、その辺です。

〇議長(山本浩平君) 武永生涯学習課長。

〇生涯学習課長(武永 真君) まず、基準管理費の増額の項目でございます。今回基準管理費をつくるに当たりましては、過去の実績をよく勘案しながらつくってまいりました。まず、増額の項目、主な大きなところでは人件費です。人件費が今年度まで200万円、自主事業の中からというようなことでございましたけれども、今回はそれについて100万円をしっかり充当したというところでございます。また、一般管理費につきましてもほかの指定管理同様に経費の10%を見たというところで、100万円上がっているというところでございます。

次に、正社員2名の話でございますけれども、5年前にこちらと契約したときには、当初は 町外からの職員というのが6名ということでございました。現在は10名中2名というところま できております。こちらにつきましては、指導云々でございますけれども、都市総合開発のほ うでは将来的には全て白老町の採用、白老町出身の方々にしたいということで、近い将来的に は町外からの勤務者がゼロになるというような予定で今進めているというところでございま す。

それと、済みません、あと。

〇議長(山本浩平君) 自主事業についてです。

それは、岡村総務課長。

○総務課長(岡村幸男君) それでは、自主事業の考え方です。経費の捉え方も含めてのお話でございました。

これまでの議会の中でも自主事業の考え方とか経費の関係については随分議論をいただいた 部分でございまして、そういう中で私ども行革、指定管理のほう全体を見る立場として、今回 その辺をもう少し整理すべきという判断をとりました。その中で、指定管理者制度に関する指 針ってあるのですが、それの見直しをしました。ご指摘のとおり、自主事業の取り扱いという ことが自主事業と指定管理業務とのすみ分けをきちっと行わなければならないという考え方 と、それから自主事業によって得られた利益というのも、全てということではないですが、町 民への還元の考え方もしっかりすべきではないかという、そういう捉え方の中で改定を行って ございます。そういう中で、まず1つは、自主事業とはどういうことなのだということで、考 え方は自主事業収入によって施設使用料を支出するということも含めて、みずからの費用で施 設を使用して実施する事業だという、そういう位置づけも書き込むようにさせてもらっており ます。そういう中で、あとは承認の要件も全部で7項目整理をさせていただきまして、個別全 部を言うと時間かかりますので、そこは割愛をさせていただきますが、指摘のあった項目につ いては一定程度の整理ができているのかなというふうに考えてございます。当然経費の考え方 として一番の指摘のあった経費の考え方は、自主事業と指定管理業務における経費は明確に区 分するという考え方です。そして、なおかつ経理も明確にするということです。ただし、経理 処理として区分が困難な場合も当然あるかというふうに思われますので、こういう場合はこの 限りではありませんが、その報告は区分してきちっと提出するということを明記してございま すので、今後の取り扱いについてはこの指針に基づいて適切な対応をしていきたいと、このよ うに考えてございます。

- ○議長(山本浩平君) あと物品についてです。地元購入指導しているかどうか。 武永生涯学習課長。
- **〇生涯学習課長(武永 真君)** 申しわけありません。答弁漏れがございました。

まず、消耗品につきましては、ほとんどということではなりません。一応帳簿とかを拝見した場合には、苫小牧からかなりのものを買っているということがわかりました。それで、指定管理者のほうには、なるべく、できれば全量白老町のものを使ってほしいと、白老町の業者から購入してほしいということで指導いたしました。また、燃料につきましては、全量町内から、A重油でございますけれども、購入しております。

〇議長(山本浩平君) 13番、前田博之議員。

O13番(前田博之君) 先ほども議論しましたけれども、行政主体として管理をしていただきたいということと、地元から丸々税金が投入されているのです。それで、苫小牧の本社の人が来ていますから、具体的には言いませんけれども、なるべく地元の事務用品、あるいはその他にしても小さなものでも地元から買って積み上げていくと、ぜひそういうことは担当のほうで常に言って指導していただきたいと、こう思います。

それと、次は指定管理者の公募に対しての施策的な考え方についてちょっと伺います。議案の説明資料を見ますと、指定管理者に白老町体育協会が応募しています。体育協会は、平成24年3月まで白老町民温水プールの指定管理者でありました。今回改めて応募しています。選定結果は議案のとおりであります。白老町体育協会は、町の指導、支援のもとに財団法人化されました。行政との関係は、スポーツを通じてその目的、目標を共有し、スポーツ振興や施設管理等にわたり大きな役割を果たしてきましたし、きています。平成26年度には町が出捐した基本財産6,000万円のうち5,500万円を町に戻した状況にあっても、さまざまな体育に関する事業を展開するなど自主運営をしてきています。町民サービスを第一に考える公益的な町民活動団体として独自性と組織力を最大限生かして活動してきた白老町体育協会であります。この体育協会が指定管理されて、町のスポーツ振興に果たす役割を担っていくべきだと私は考えています。町はどのように考えていますか。

〇議長(山本浩平君) 古俣副町長。

○副町長(古俣博之君) 今るる前田議員のほうから、この公募に当たって体育協会の存在ということについてお話がありました。町としても、体育協会の果たす行政の中においてスポーツを通して行政を推進する大きな力であるというところの評価は高くしております。そういう中で私どもも審査の中で慎重に審査をしたところでございます。そういう中で、ここに先ほどから説明があったような結果でございます。そういうところから、体育協会の存在そのものをこの指定管理によって否定するものでもなく、それから今後体育協会がより発展的に事業を展開していくことを期待を申し上げているところでございます。そういうことで、町としてはきちっとした公募に基づき、それから審査に基づき今回のこういう結果を出させていただいております。

〇議長(山本浩平君) 13番、前田博之議員。

O13番(前田博之君) 一言申し上げますけれども、私の内容は、質問の趣旨は理解されたと思います。私は、公募の内容がどうこう言っていません。公募の審査は十分に公平性を持ってやっていると思います。私は、その前に、政策的にこれだけの白老町体育協会の使命等を考えたら、そういうことを政策的に別に判断し、議論できなかったのかという部分でございます。私は、この公募の選定の中身については云々は言いません。公平に行われていると私は思っていますから。その以前に白老町として政策的に、この指定管理者は支店がここにありますから、一方では地元と言えるかわかりませんけれども、町は地元企業、地元団体を優先する、受注発注する云々と強く行政的なものやっていますよね。そういうことを絡めたら、そういう部分も含めて、なぜ指導する、政策的にそういうことが議論され、判断されなかったのかということを聞いているのです。

〇議長(山本浩平君) 古俣副町長。

○副町長(古俣博之君) 政策的にという部分の捉え方をどういうふうに捉えるかというふうなところもありますけれども、先ほど申し上げたように、体育協会の存在そのものについては、町の行政の観点からいきますと、スポーツを通しながら町民の幸せづくりというか、福祉含めて、健康づくり含めてしっかりとやっていただいているということは町としてもしっかり捉え、

そして評価をしておるところです。その存在を含めて全てにわたって今回の公募においても町内業者をしっかりと選定していくというところは、最初の1回目の委員会の中でも押さえております。それぞれの業者一つ一つがもともとここにあった、簡単に言えばここに存在していたか、途中からやってきてここに事務所を置いているか、そういうところの違いは確かにあるというふうに押さえてはおりますけれども、公募条件の中における条件からはみ出すということはありません。そして、そういうことに基づいて体育協会を、何度も言いますけれども、体育協会のあり方については今後も町と町の行政部分を担っていっていただくためにもこれから大きく期待を申し上げまして、私たちもその存在価値をしっかりと認識をして、体育協会のあり方についてはさまざまな観点からご協力も申し上げたいと思いますし、またお互いに指導性も持ちながら、両者の力を合わせて進んでいきたいなというふうに思っております。

〇議長(山本浩平君) ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(山本浩平君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(山本浩平君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第13号 白老町民温水プールの指定管理者の指定について、原案のとおり決定すること に賛成の方は挙手願います。

[举手多数]

〇議長(山本浩平君) 賛成11、反対、12番、松田謙吾議員、13番、前田博之議員。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午後 3時15分

再開 午後 3時25分

〇議長(山本浩平君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議案第14号 財産の無償譲渡について

O議長(山本浩平君) それでは、日程第17、議案第14号 財産の無償譲渡についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

森経済振興課長。

○経済振興課長(森 玉樹君) 議14─1をお開き願います。議案第14号でございます。財産の無償譲渡について。

地方自治法第96条第1項第6号の規定により、次のとおり財産を無償で譲渡することについて、議会の議決を求める。

平成28年12月9日提出。白老町長。

- 1、無償譲渡する財産、種類、土地、所在地、白老郡白老町字石山323番12、台帳地目、雑種地、地積3,548平方メートル。
- 2、相手方、兵庫県神戸市灘区都通3丁目3番16号、ケンコーマョネーズ株式会社代表取締役、炭井孝志。
 - 3、譲渡年月日、平成28年12月20日。

次のページお開きください。議案説明でございます。財産の無償譲渡について。ケンコーマョネーズ株式会社は、平成2年8月に石山工業団地用地を取得後、株式会社ダイエットクック白老、ライラックフーズ株式会社の子会社を設立し、製造工場を建設、操業され、町内の雇用や地域経済の発展に寄与されているところであります。このたび株式会社ダイエットクック白老において生産規模の拡大を図るため、新工場の建設構想が示されたことから、建設予定地内にある一部町有地を平成2年7月31日締結の覚書に基づき、無償で譲渡することについて議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(山本浩平君) 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山本浩平君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(山本浩平君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第14号 財産の無償譲渡について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔举手全員〕

〇議長(山本浩平君) 全員賛成。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号 東胆振広域圏振興協議会の廃止について

〇議長(山本浩平君) 日程第18、議案第15号 東胆振広域圏振興協議会の廃止についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

高尾企画課長。

○企画課長(高尾利弘君) 議15─1 をお開きください。議案第15号でございます。東胆振広域圏振興協議会の廃止について。

平成29年3月31日をも持って東胆振広域圏振興協議会を廃止することについて、地方自治法 第252条の6の規定により議会の議決を求める。

平成28年12月9日提出。白老町長。

議15—2をお開きください。議案説明でございます。東胆振広域圏振興協議会は、本町を含む胆振東部各市町により、東胆振広域圏に係る総合的な計画策定及びこれに基づく施策の推進並びに地域の振興整備に関する連絡調整を行うことを目的に昭和47年に設立されたものであるが、平成20年度をもって国の広域行政圏計画策定要綱が廃止され、また定住自立圏による連携事業により広域連携に係る施策の推進を行っていることから、本協議会において当初の役割を終えたものと判断し、廃止について合意がなされたため、本協議会を廃止すべく、地方自治法第252条の6の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

O議長(山本浩平君) ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(山本浩平君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山本浩平君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第15号 東胆振広域圏振興協議会の廃止について、原案のとおり決定することに賛成の 方は挙手を願います。

〔举手全員〕

〇議長(山本浩平君) 全員賛成。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の 締結について

〇議長(山本浩平君) 日程第19、議案第16号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の 締結についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

高尾企画課長。

○企画課長(高尾利弘君) 議16─1 をお開きください。議案第16号でございます。定住自立 圏形成協定の一部を変更する協定の締結について。 次のとおり苫小牧市との間において定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結することについて、白老町議会会議条例第7条の規定により議会の議決を求める。

平成28年12月9日提出。白老町長。

次の議16—3をお開きください。議案説明でございます。定住自立圏形成協定は、平成27年3月24日に苫小牧市との間で締結したものであり、人口定住のため必要な生活機能の確保に向けて中心市宣言を行った苫小牧市と本町を含む東胆振4町が広域連携による施策を推進するものである。東胆振広域圏定住自立圏構想の推進において、障がい者等の地域生活支援事業の実施に係る追加項目が生じたことから、苫小牧市との定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結するに当たり、白老町議会会議条例第7条の規定により議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長(山本浩平君) 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山本浩平君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(山本浩平君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第16号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[举手全員]

〇議長(山本浩平君) 全員賛成。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

O議長(山本浩平君) 日程第20、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めること についてを議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

古俣副町長。

○副町長(古俣博之君) 本日配付させていただきました諮問第1号でございます。諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

平成28年12月15日提出。白老町長。

住所、白老郡白老町字竹浦198番地415、氏名、水島直子、生年月日、昭和27年10月30日生まれ、64歳でございます。

履歴につきましては、次のページにありますので、履歴調書を載せてございますので、朗読 を省略させていただきます。

なお、水島さんにつきましては、これまで人権擁護委員をしていただいておりました但馬さんの後任ということで、新たな新任という形で推薦させていただきたいと思います。

以上、ご審議お願いいたします。

○議長(山本浩平君) ただいま提案理由の説明が終わりました。

この件について質疑に入ります。質疑があります方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(山本浩平君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

次に、この件について意見があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(山本浩平君) ご意見なしと認めます。

それでは、お諮りいたします。諮問第1号については、適任ということでご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山本浩平君) ご異議なしと認めます。

よって、諮問第1号については、適任という意見を付することに決定いたしました。

◎諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

〇議長(山本浩平君) 日程第21、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めること についてを議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

古俣副町長。

○副町長(古俣博之君) 続きまして、諮問第2号でございます。人権擁護委員の推薦につき 意見を求めることについて。

人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

平成28年12月15日提出。白老町長。

住所、白老郡白老町字石山39番地754、氏名、新谷育子、生年月日、昭和47年6月16日生まれ、 44歳でございます。

履歴につきましては、次のページに履歴調書を載せてございますので、朗読を省略させてい ただきます。 なお、新谷さんにつきましては、これまで本町が5名の人権擁護委員を委嘱しておりました けれども、1名欠員であったところを今回その欠員を補充するという形で、新任という形で推 薦をさせていただきたいと思います。

以上、ご審議よろしくお願いします。

○議長(山本浩平君) 提案理由の説明が終わりました。

この件について質疑に入ります。質疑がございます方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(山本浩平君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

次に、この件について意見があります方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山本浩平君) ご意見なしと認めます。

お諮りいたします。諮問第2号については、適任ということでご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(山本浩平君) ご異議なしと認めます。

よって、諮問第2号については、適任という意見を付することに決定をいたしました。

◎報告第1号 専決処分の報告について(損害賠償の額の決定について)

O議長(山本浩平君) 日程第22、報告第1号 専決処分の報告についてを議題に供します。 提出者からの説明を求めます。

岡村総務課長。。

○総務課長(岡村幸男君) 次のページでございます。報告第1号でございます。専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別 紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成28年12月9日提出。白老町長。

記の部分については、朗読を省略いたします。

次のページをお開きください。専決処分書。地方自治法第180条第1項の規定に基づき、白老 町議会会議条例第8条の規定により町長において専決処分することができる事項について、次 のとおり専決処分する。

平成28年11月29日専決。白老町長。

記でございます。1、損害賠償の額、4万6,718円。

2、損害賠償の相手方、記載のとおりでございます。

次のページです。説明でございます。事故の発生状況でございます。

- 1、日時、平成27年10月1日木曜日午後2時45分ごろ。
- 2、場所、白老町末広町、末広公園内。

- 3、当事者、甲、乙、記載のとおりでございます。
- 4、状況、平成27年10月1日午後2時45分ごろ、末広公園内において遊んでいた乙の子が樹木の切り株につまずき転倒し、近くにあった他の樹木の切り株に頭部をぶつけたものである。
 - 5、被害の程度、乙の子、額部分の切傷及び腫脹。
- 6、損害賠償額、本件は甲が管理する公園において、突起した切り株が周辺の芝と見分けに くい状況にあったことが原因で発生したものであることから、甲は乙に対して通院費等4万 6,718円全額を支払うことで示談するものであります。なお、損害賠償額については、全額保険 により補填されるものです。

次のページに図面をつけておりますので、ご参照ください。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長(山本浩平君) ただいま提出者から説明がございましたが、この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたらどうぞ。

5番、吉田和子議員。

〇5番(吉田和子君) 5番、吉田です。この事故があったときに私もすぐ相談を受けて、担 当課のほうに、公園は定期的に管理をしているはずなので、危険物は必ずよく見て、子供が遊 ぶのに危険なものは取り除いていったほうがいいのではないだろうかという話をしましたら、 全公園をたしか点検して、危険物は全部取り除いたということで、ただここは切り株残ってい たのが芝と同じ高さになっていたというのが子供の目には見えなかったのだと思うのです。た だ、私懸念することは、安全性を優先にして何でも取り除いていくということが子供を育てる ためには、子供の危険予知能力というのを取り除いていく、親が取り除いていく、行政が取り 除いていくという危険性が私は伴ってくるというふうに思うのです。ただ、草と識別がつかな い高さにあるというのはちょっと危険だと思いますけれども、もし残すのであれば、こういっ たものも公園にはあるのだということが、自分の判断でそれは遊ぶときは注意しなければいけ ないとかという、そういう危険物を察知する、そういう教育を兼ねるのも公園ではないかとい うふうに、いろんなところがありますけれども、家庭においてもそうなのですが、そういった ことも含めて今後公園の管理に気をつけて徹底をしていただきたい。この場合は打ちどころが 頭のそばだったので、打ちどころによっては目だったりすると後々後遺症が残る可能性もあり ますので、そういったことも考えながら今後の対応をしていただきたいというふうに思います。

〇議長(山本浩平君) 竹田建設課長。

○建設課長(竹田敏雄君) 公園の管理の部分ですけれども、こういったような事故がありましたので、当時は再度公園全部を確認して、切り株等については処理をさせていただきました。大きいもの、小さいもの合わせて250個ぐらいは処理をさせてもらいました。ただ、根そのものは全部取れない部分もありましたので、とりあえずGLより下げるということで対応はさせていただきました。今後につきましては、公園のパトロールの中でそういった部分を発見しながら対応はしていきたいと思うのですけれども、先ほど議員が話されましたように、そういったものがあるから気をつけないとだめなのだということも公園の中では大事なことだということでありますので、そういった部分も含めながら今後適切な公園管理をやっていきたいというふ

うに考えています。

○議長(山本浩平君) ほか何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山本浩平君) それでは、報告第1号はこれをもちまして報告済みといたします。

◎報告第2号 定期監査の結果報告について 報告第3号 例月出納検査の結果報告について

〇議長(山本浩平君) 日程第23、報告第2号 定期監査の結果報告について、報告第3号 例 月出納検査の結果報告についてを議題に供します。

地方自治法第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果を同条第9項の規定により 及び地方自治法235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果を同条第3項の規定により、 監査委員から報告がありました。

議案の朗読は省略いたします。

この件について何かお尋ねしたいことがありましたらどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山本浩平君) 報告第2号、報告第3号は、これをもって報告済みといたします。

◎承認第1号 議員の派遣承認について

〇議長(山本浩平君) 日程第24、承認第1号 議員の派遣承認についてを議題に供します。 本件につきましては、別紙のとおり、関係機関への挨拶等が予定されております。

承認第1号 議員の派遣承認については、別紙のとおり派遣いたしたいと思います。

なお、日程の変更等細部の取り扱いについては、あらかじめ議長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(山本浩平君) ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号 議員の派遣承認については別紙のとおり派遣することに決定をいたしました。

◎意見書案第13号 安心な社会保障と強い地域経済を構築するための地方財政措置を求める意見書(案)

〇議長(山本浩平君) 日程第25、意見書案第13号 安心な社会保障と強い地域経済を構築するための地方財政措置を求める意見書(案)を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

5番、吉田和子議員。

〔5番 吉田和子君登壇〕

〇5番(吉田和子君) 意見書案第13号。

提出者、賛成者は、記載のとおりであります。

安心な社会保障と強い地域経済を構築するための地方財政措置を求める意見書(案)。 標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出いたします。

安心な社会保障と強い地域経済を構築するための

地方財政措置を求める意見書(案)

政府は、日本が世界に誇る社会保障の充実・安定化とそのための安定財源の確保、及び財政 健全化の同時達成を目指し、社会保障と税の一体改革を進めて来た。しかしながら今般、世界 経済が直面するリスクを関係諸国が一体となって回避するために、医療や介護などを支える消 費税率の10%への引き上げが、平成31年10月まで再延期されることになった。

他方で、2012年には約1,500万人だった75歳以上の高齢者数は、2015年には約1,700万人、そして2025年には約2,200万人と推計されており、このように急激に進行する高齢化への対策は確実に進めることが必要である。また、日本は、本格的な人口減少の時代に突入し、2015年の人口減少幅が約27万人と過去最大となり、まさに高齢化対策も少子化対策も待ったなしの状況である。

さらに、これらの施策を支える安定財源を確保するための日本経済の底上げも正念場であり、GDPと雇用の約7割を占める"地域経済圏"の活性化が求められている。今こそ、地域資源や地域の特色に着目した、農林水産業の6次産業化や魅力ある観光産業の開発など、産・学・金・官の連携による地域産業の創造と、地方への移住促進や小さな拠点、生涯活躍のまちづくりなど、将来にわたって活気ある地域づくりを本格的に推進すべき時であると考える。

そこで政府においては、全ての国民が等しく住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、安心な社会保障と強い地域経済を構築するための地方財政措置を適切に講じられることを強く求め、以下の事項について要望する。

記

- 1. 消費税率の引き上げ延期による地方における社会保障の充実施策の実施に、支障が生じる ことのないよう、所要の財源を確保すること。特に、要望の強い保育の受け皿整備に係る 財源については、地方負担分も含めて国の責任において適切に財源措置を講じること。
- 2. 人材確保が喫緊の課題になっている保育士・介護職員などの処遇改善など「一億総活躍プラン」関連施策の実施についても、地方負担分を含めて国の責任において適切に財源措置を講じること。
- 3. 人口減少社会への対応という中長期的な課題に取り組む地方自治体をサポートし、地域の 実情に応じて自主性・主体性を発揮し、地方創生を推進することができるよう、1兆円の 「まち・ひと・しごと創生事業費」を中期的に継続すること。また、地方創生推進交付金 についても、安定的かつ継続的に所要の財源を確保すること。
- 4. 地方自治体が提供する社会保障の充実策をはじめ、福祉、学校教育、消防、道路や河川等の社会基盤の整備など、国民生活に密接に関連する多くの行政サービスを確実に実施するためには、地方一般財源の確保が不可欠であり、特に地方交付税総額については確実に確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は、記載のとおりであります。

○議長(山本浩平君) ただいま提出者から説明がありました。

お諮りいたします。質疑及び討論を省略し、採決いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(山本浩平君) ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。

意見書案第13号 安心な社会保障と強い地域経済を構築するための地方財政措置を求める意 見書(案)、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

「举手全員〕

〇議長(山本浩平君) 全員賛成。

よって、意見書案第13号は原案のとおり可決されました。

議会の意思としてそれぞれの機関に送付することといたします。

◎意見書案第14号 子ども医療費無料化を国の制度として創 設することを求める意見書(案)

〇議長(山本浩平君) 日程第26、意見書案第14号 子ども医療費無料化を国の制度として創設することを求める意見書(案)を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

8番、大渕紀夫議員。

〔8番 大渕紀夫君登壇〕

〇8番(大渕紀夫君) 意見書案第14号。

提出者、賛成者は、記載のとおりであります。

子ども医療費無料化を国の制度として創設することを求める意見書(案)。

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出いたします。

子ども医療費無料化を国の制度として創設することを

求める意見書(案)

病気にかかりやすい乳幼児がいる家庭、ぜんそくやアトピーなど通院の回数が多い病気の子どものいる家庭にとっては医療費が大きな負担である。いま日本は子どもの貧困率が過去最悪を更新し6人に1人の子どもが貧困状態に置かれており、経済的理由で必要な治療を受けられず健康をむしばまれている子どもの深刻な問題が各地で生まれている。

子ども医療費の無料化・軽減は、父母や医療関係者らの声にこたえ、全国全ての自治体が実施するところまで広がったが、自治体ごとで対象年齢が異なったり、所得制限が設けられたりしている。窓口で支払わなくてすむ自治体もあれば、一旦窓口負担し、申請して後日払い戻される自治体もある。どこに住んでいても、安心して医療を受けられる子育ての仕組みをつくることは、日本の少子化の打開にとっても大きな力になることは明らかである。

また、医療費の無料化によって子どもの早期受診・診断が進んだことで重症化を防ぎ、むし ろ医療費抑制効果が出ている自治体の調査も明らかにされている。

よって、国においては、子どもたちの健やかな成長を保障するため、子ども医療費無料化の独自の努力をしている自治体に対する補助金減額をただちに廃止するとともに、全国一律の仕組みとして、小学校就学前までの医療費無料化の早期実現並びに将来的な中学校卒業までの医療費無料化を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は、記載のとおりでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長(山本浩平君) ただいま提出者から説明がありました。

お諮りいたします。質疑及び討論を省略し、採決いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(山本浩平君) ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。

意見書案第14号 子ども医療費無料化を国の制度として創設することを求める意見書(案)、 原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

〇議長(山本浩平君) 全員賛成。

よって、意見書案第14号は原案のとおり可決されました。

議会の意思としてそれぞれの機関に送付することといたします。

◎意見書案第15号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を 求める意見書(案)

〇議長(山本浩平君) 日程第27、意見書案第15号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を 求める意見書(案)を議題に供します。

提出者から説明を求めます。

2番、小西秀延議員。

〔2番 小西秀延君登壇〕

〇2番(小西秀延君) 意見書案第15号。

提出者、賛成者は、記載のとおりであります。

地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書(案)。

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出いたします。

地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書(案)

地方分権時代を迎えた今日、地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自立性の高まりが 求められる中、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が格段に重くなってい る。 また、地方議会議員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、より積極的な活動が求められている。

しかしながら、昨年実施された統一地方選挙において、町村では議員への立候補者が減少し、 無投票当選が増加するなど、住民の関心の低下や地方議会議員のなり手不足が大きな問題となっている。

こうした中、地方議会議員の年金制度を時代に相応しいものにすることが、議員を志す新たな人材確保につながっていくと考える。

よって、国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚 生年金制度加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は、記載のとおりであります。

○議長(山本浩平君) ただいま提出者から説明がありました。

お諮りいたします。質疑及び討論を省略し、採決いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(山本浩平君) ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。

意見書案第15号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書(案)、原案のとおり 決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

〇議長(山本浩平君) 全員賛成。

よって、意見書案第15号は原案のとおり可決されました。

議会の意思としてそれぞれの機関に送付することといたします。

◎意見書案第16号 大雨災害に関する意見書(案)

〇議長(山本浩平君) 日程第28、意見書案第16号 大雨災害に関する意見書(案)を議題に供します。

提出者から説明を求めます。

5番、吉田和子議員。

〔5番 吉田和子君登壇〕

〇5番(吉田和子君) 意見書案第16号。

提出者、賛成者は、記載のとおりであります。

大雨災害に関する意見書(案)。

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出いたします。

大雨災害に関する意見書(案)

北海道では本年8月、台風7号、11号、9号が相次いで上陸し、さらに台風10号の影響による集中豪雨に伴う河川の氾濫などにより、住宅や農地への浸水被害及び道路・鉄道の決壊や土

砂災害が発生したところである。また、定置網・養殖施設被害など水産被害も大きなものがある。

このように全道各地で甚大な被害が発生し、住民のくらしや経済活動に多大な影響が生じている。

こうしたことから、住民が一日も早く、安心してもとの生活を取り戻すことができるよう早 急な災害対策と今後の防災対策が必要とされている。

ついては、このたびの災害からの迅速な復旧と今後の防災対策に向け、下記の事項について 特段の配慮を強く要望する。

記

- 1. 自治体の応急対応や復旧復興に要する経費について特別交付税による財政支援や災害復旧 事業債の資金確保など十分な地方財政措置を講ずること。
- 2. 被災した道路・河川・鉄道等の公共土木施設、水道施設、農地・治山・林道・漁港等の農林水産業施設、社会福祉施設、医療機関、学校等文教施設及び文化財等の災害復旧に対して支援を行うこと。
- 3. 復旧だけではない水害に強い河川の改修への財政措置を講ずること。 一級河川のみならず、北海道管理河川においても浸水被害解消のため、抜本的な河川改修 が可能となるよう特段の財政措置を講ずること。
- 4. 住宅被害を受けた被災者が、もとの生活を取り戻すための必要な各種支援制度について、 十分な財政措置を講ずるとともに、迅速かつ柔軟な運用を行うこと。
- 5. 農林水産業への被害について、農林漁家の経営意欲を後退させないよう災害に強い農山漁村づくりへの措置を講ずること。
- 6. 大量の流木等が農地の復旧や漁業の操業等の支障とならないよう流木等の災害廃棄物の迅速な回収や処理に必要な経費に対し、特段の財政措置を講ずること。
- 7. 被災中小企業に対し資金繰り支援を行うこと。
- 8. 異常気象等を起因とする災害発生状況を踏まえ、より強靱な道路・河川を初めとする公共 施設の整備を推進するため、老朽化施設の補修・更新や施設の日ごろの維持管理に対して 特段の財政措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は、記載のとおりであります。

○議長(山本浩平君) ただいま提出者から説明がありました。

お諮りいたします。質疑及び討論を省略し、採決いたしたいと思いますが、ご異議ありませ んか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山本浩平君) ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。

意見書案第16号 大雨災害に関する意見書(案)、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔举手全員〕

〇議長(山本浩平君) 全員賛成。

よって、意見書案第16号は原案のとおり可決されました。 議会の意思としてそれぞれの機関に送付することといたします。

◎常任委員会所管事務調査の報告について

O議長(山本浩平君) 日程第29、常任委員会の所管事務調査について調査結果の報告を求めます。

まず初めに、総務文教常任委員会小西秀延委員長、お願いいたします。

[総務文教常任委員会委員長 小西秀延君登壇]

〇総務文教常任委員会委員長(小西秀延君) 所管事務調査の結果報告について。

本委員会は、所管事務調査を終了したので、その結果を次のとおり報告します。

記、1、調査事項、白老町公共施設総合管理計画について。

2、調査の方法、3、調査日程、4、出席委員、5、説明のために出席した者の職・氏名、 6、職務のために出席した者の職・氏名は、記載のとおりです。

7、調査結果。

(1)、計画策定について。

白老町は1985年以降、人口減少が続き、2010年には2万人を下回り、人口推計では2040年には約1万1,000人まで減少すると見込まれている。

また、財政面では「白老町財政健全化プラン」を策定し、行財政改革に取り組んでいる。今後、老朽化が進む公共施設の更新・改修などの経費負担が大きな課題となっている。

国は、インフラの老朽化が急速に進展することへの対応として、平成25年11月に「インフラ 長寿命化基本計画」を策定し、各自治体に対して「公共施設等総合管理計画」を策定するよう 要請があった。

この計画は、「第5次白老町総合計画」を上位計画としつつ、人口減少・高齢化・財政課題など町の今後の社会・財政情勢に対応した、公共施設全般の基本方針を定めるもので、総合的かつ全町的な計画と位置づけられる。

計画の対象は公共施設とインフラ施設(道路、橋梁、上下水道等)を含む町が保有する全ての公共施設で、計画期間は2017年度から2036年度の20年間とされている。

(2)、公共施設の現状と課題。

白老町は今後、人口減少が続き、少子高齢化も進み、財政は町税等を中心とした自主財源の 確保が困難な状況になり、また社会保障経費が増大することが見込まれている。

白老町が保有する公共建築物のうち最も延べ床面積が多い「住宅施設」で全体の36%を占めている。次に「学校教育施設」で全体の17%となっている。

建築年別では、1970年代に整備された住宅施設が多く、これらの施設は建築後約40年が経過しており、今後維持していくならば大規模改修や建てかえ費用に、多くのコストを必要とする。 公共施設とインフラ(道路・橋梁・上下水道)を合わせた更新・改修コストを試算すると、 将来40年の合計で約959億円、年平均で約24億円と見積もられ、更新時期が集中する時期は、年 30億円超の費用が予想され、施設の長寿命化や工事の段階的な実施など事業費の平準化が必要 である。

- (3)、公共施設の基本方針。
- ①、施設保有量の最適化。

町の保有する公共建築物は延べ床面積で約17万平方メートルあり、現在の保有量のままでは 施設の更新・改修費用の支出は困難な状況が生じる。

今後は公共施設の総量を2036年に30%削減を目標とし、利用ニーズ、財政状況、地域バランスなどを総合的に勘案し再編・統合・複合化・廃止に取り組み、施設総量の最適化を図り、施設の新設は原則行わない方針とする。

②、適切な維持管理の推進。

既存公共施設の点検・診断等の実施を図り、補修・改修などし、長く・大事に使っていくこと(長寿命化)で長期的なトータルコストの削減をすることが必要となる。

遊休施設等に高い危険性が認められた場合は、立入禁止などを講じた上で、近隣居住環境や 周辺環境への影響、建物倒壊の危険性、除去費用などを総合的に考慮して優先順位を決定し、 計画的に施設の除去等の措置を進める。

公共施設は避難所、避難経路、防災備蓄拠点等として重要な役割を担うこととなるため、災害時等を考慮した公共施設の適正配置の検討を行うとともに防災拠点施設、避難施設及び緊急輸送路の沿道に立地する公共建築物等について耐震性を向上させる。

③、連携と協同による計画推進。

本計画の推進に当たっては、公共施設の複合化や用途転用など、既存の施設の枠組みにとら われない取り組みが必要なことから各課を横断するプロジェクトチームを組織し、計画の実現 に向けて進捗把握と改善を進めていく。

また、公共施設情報は全庁的な取り組み体制の構築にあわせ、共有・一元化し、定期的に更新していく。

具体的な実施方法及び見直しを必要とする場合、適宜議会報告と町民への公表を行い、町民の理解と協力のもと計画の実現に努める。

施設の適切な維持管理には指定管理者制度、PPP、PFIの活用を検討し、町と民間・団体との協働により、コスト削減やサービス向上を図る。

④、財源確保の方針。

財源の確保については、公共施設等を適正に維持管理していくため、一定額を継続的に確保 し、大規模改修のため、毎年度公共施設等整備基金へ一定額を積み立てる。

- (4)、公共建築物の施設類型ごとの基本方針。
- ①、町民文化施設。

町民文化施設(集会所、文化施設)は18施設で建物数は23棟あり、主として「白老町中央公 民館・公民館棟とコミュニティーセンター」「白老町高齢者学習センター」の3棟である。

別施設で機能代替が可能な施設については、建物の劣化状況や利用状況、収支状況を踏まえ

施設の集約や削減を検討する。また、防災上も重要な役割を持つ「コミュニティーセンター」は、耐震診断と耐震改修を順次進める。

②、社会教育施設。

社会教育施設は4施設で建物数は8棟あり、主として「図書館」「仙台藩白老元陣屋資料館」 がある。

現在の建物は維持し、建物の長寿命化を図る。

「図書館」は老朽化や書庫不足などの課題があり、長期的には他施設と機能統合した複合施設への建てかえを念頭に置く。

③、運動·観光施設。

運動・観光施設は7施設で建物数は15棟あり、主として「白老町総合体育館」がある。

スポーツ施設と保養施設で指定管理者制度による管理委託を行っている施設は、老朽化が進んでいるため将来的な更新・改修費用の負担が予想される。なお、「白老町総合体育館」は、安全確保に向けて耐震診断を実施し、改修や更新について方針を検討する。

④、産業系施設。

産業系施設は2施設で2棟あり、主として「しらおい経済センター」がある。

「しらおい経済センター」は施設利用の推移を見ながら公共施設としてのあり方、必要性について今後議論していく。

⑤、学校教育施設。

学校教育施設は中学校 2 校、小学校 4 校、給食センター 1 施設の合計 7 施設、建物数は、43棟である。

老朽施設の改修・補修を計画的に進め、良好な教育環境の形成と財政負担の低減化を目指す。 また、児童数の推移を見ながら「小学校適正化配置計画」を見直し、学校配置のあり方を検討 する。

⑥、子育て支援施設。

子育て支援施設は6施設で建物数は10棟あり、主な施設は「はまなす保育園」と「海の子保育園」である。

運営管理における民間との連携を一層深め、建物の維持は改修・補修を計画的に進め、良好な子育で支援環境の形成と財政負担の低減化を目指す。また、保育園については、「再配置民営化計画」に沿って再配置を推進する。

⑦、保健福祉施設。

保健福祉施設は、高齢福祉施設の特別養護老人ホーム「寿幸園」、障がい福祉施設の「白老町子ども発達支援センター(ひだまり)」、保健施設の「白老町総合保健福祉センター(いきいき4・6)」の3施設である。保健福祉施設は、建築後20年以内の比較的新しい施設であり、長寿命化を図るなど適切な維持管理を図る。「寿幸園」については、公設民営の施設で町と指定管理者と連携を図り、適切な維持管理に取り組む。

⑧、医療施設。

医療施設は「白老町立国民健康保険病院」の1施設であり、そのほか医師住宅等が10棟ある。

「病院棟」は築50年近くが経過し、安定的な医療サービスの提供のために早急な建てかえ・ 改修が必要で「病院改築基本方針」を策定し、新病院の規模や診療体制、整備スケジュールを 明らかにする。また、「医師住宅」等についても医師確保に必要不可欠な施設であることから病 院棟とあわせて建てかえを進める。

⑨、行政施設。

行政施設は、庁舎等が1施設で12棟、消防施設が10施設で12棟の合計11施設で24棟である。

「白老町役場」は本庁舎が建築後60年を経過しているほか、ほかの棟についても簡易な構造ながら建築後30年以上が経過しているなど老朽化の進行と行政機能の集約が求められる。

また、新庁舎を複合施設として整備することで周辺施設の機能を取り込んだ地域拠点を形成するとともに、建物の効率利用により公共施設の総床面積の削減に寄与することが期待できる。 消防施設等については、短期的には現在の建物施設を今後も適切に維持管理し、長期的には 人口配置や被災リスク、消防・災害活動の利便性などさまざまな観点から施設再配置を検討する。

⑩、住宅施設。

住宅施設では「公営住宅」が棟数の71%を占める。

「公営住宅」については、人口規模に見合った住宅供給戸数を目標に、現計画である「白老町公営住宅ストック総合活用計画」、「白老町公営住宅等長寿命化計画」及び改定後の計画に基づき、老朽化が著しい公営住宅の建てかえや改善・修繕を実施し、一部の老朽団地等は入居者の集約移転や建てかえ、除却を進める。

「教員住宅」は、一定の住宅を確保しつつ、教員住宅全体の施設は削減し、町負担を削減する。「職員住宅」は、施設量の削減を基本とし、個々の施設方針を検討しながら、順次町有住宅化、普通財産化等を実施する。

「町有住宅」は老朽化したものや利用が少ない建物については利用停止や除去等を進め、新 しい建物や利用要望の高いものについては長寿命化を図る。

①、供給処理施設。

供給処理施設は3施設で建物数は4棟ある。

これらは、衛生的な生活環境の確保の観点から必要な施設であり、当面は適切な維持・補修により延命化を図る。また、今後は周辺自治との連携や広域処理などさまざまな可能性について検討した上で、供給処理施設としてのあり方を検討していく。

2、その他の施設。

「交通施設(バス待合所)」、「斎場・墓園」「公衆便所」「貸付施設」は10施設で建物数は16棟であり、主に「白老葬苑」「ポロト地区公衆トイレ」「旧消防署(主棟)」などがある。

長期的な必要性を判断し、必要性が高い施設については必要に応じて補修を行うことで施設 の長寿命化を図る。また、必要性の低い施設は、今後、除却を進める。

③、遊休施設。

遊休施設は11施設で建物数は41棟あり、主に「旧社台小学校・校舎」「旧白老小学校・校舎」 「旧竹浦小学校・校舎・渡り廊下」などがある。 遊休施設については基本的に売却を目指す。売却や譲渡、施設の用途転用の可能性について 検討した上で、それらの可能性がない施設については、倒壊危険性や近隣居住環境や周辺景観 への影響などを考慮して計画的に除去を進める。

(5)、インフラ施設の施設類型ごとの基本方針。

道路。

計画的な道路の改修・維持管理により安全で安心な道路機能の確保と構造物のライフサイクルコストの縮減を図る。

②、橋梁。

橋梁については、管理橋の高齢化に対応するため、従来の「事後保全的」な対応から「予防保全的」な対応に転換を図るとともに、「橋梁長寿命化修繕計画」により修繕及びかけかえに係る費用の縮減を図り、地域の道路網の安全性、信頼性を確保する。

③、上水道。

町民・事業者の暮らしを支える水道水をいつでもどこでも安心して使えるよう供給していくことが、水道事業の大きな役割と認識し、「安全・安心」「安定」「持続」を基本目標に事業を進める。そのため、老朽施設の更新においては、中長期的な視点に立った適切な維持管理により設備の延命化を図るとともに、水運用の見直しの検討、老朽設備の更新計画を策定し、低コストで効果的な改築・更新を進める。

④、下水道。

耐用年数を超える管渠(合流管渠の一部)、処理場・ポンプ場の機械・電気設備が年々増加の傾向にある中、下水道の維持管理水準を確保しつつ、維持管理の効率化を実現し、下水道サービスを持続的に提供していくことが課題である。

⑤、公園施設。

誰もが身近に利用できる憩いの場として、安心で安全な公園を提供することが求められる。 しかし、厳しい財政状況に加え、地域の高齢化や過疎化に伴い、町内会やボランティアによる 清掃等の維持管理が難しい状況にある。そのため、今後は施設の集約や撤去等により管理の負 担を軽減させることも含めて計画を策定しなければならない。また、公園施設の長寿命化には、 適切な維持管理計画に基づいた予防保全的管理が必要である。

⑥、港湾。

国と港湾管理者で連携した港湾施設全体のストック管理が必要である。国による技術的・財政的支援を仰ぎながら、点検診断と維持管理、予防保全の計画を策定し、有効かつ効率的な活用についても積極的に取り組む。適切な時期に老朽化対策を講じることによってライフサイクルコストの縮減及び施設の延命化を行う。

8、委員会意見。

平成28年6月定例会で総務文教常任委員会所管事務調査の中間報告の委員会意見の中で「公共施設の維持更新費用が大きな財政負担になることから、財政健全化プランとの整合性を図っていくことも重要である。」と記載したが、「老朽施設更新等対策経費」の継続的な確保と大規模改修等に備えた、「公共施設等整備基金」への一定額の積み立ては評価に値する。

しかし、今後、経費の増大が予想されることから財源に余裕のあるときには基金の増額も視 野に入れるべきである。

計画遂行は非常に重要であり、施設等の維持管理・改修・更新・除却など個別計画で優先順位の明確化と組織体制の強化が望まれる。

また、施設の統合・廃止等については、地域への影響が大きいため、町民の理解は不可欠であるので十分な協議を求めるものである。

以上であります。

- ○議長(山本浩平君) 続きまして、産業厚生常任委員会広地紀彰委員長、お願いいたします。 〔産業厚生常任委員会委員長 広地紀彰君登壇〕
- **○産業厚生常任委員会委員長(広地紀彰君)** それでは、産業厚生常任委員会所管事務調査の 結果報告について。

本委員会は、所管事務調査を終了したので、その結果を次のとおり報告します。

- 1、調査事項、(1)、地域包括ケアシステムについて、(2)、産業振興の取り組み及び国保 病院経営改善と病院改築の取り組みについて。
- 2、調査の方法、3、調査日程、4、出席委員、5、説明のために出席した者の職・氏名、 6、職務のために出席した者の職・氏名は、記載のとおりです。
 - 7、調査結果。
 - (1)、地域包括ケアシステム(新しい総合事業の取り組み)について。
 - ①、地域包括ケアシステムとは。

重度の要介護状態になっても、済みなえた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、「医療」・「介護」・「予防」・「住まい」・「生活支援」などのサービスが、利用者のニーズに合わせて、切れ目なく一体的に提供できる地域の仕組みを「地域包括ケアシステム」という。

また、「地域包括ケアシステム」は、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じてつくり上げていくことが必要とされており、おおむね30分以内に安全・安心・健康を確保するための必要なサービスが提供される日常生活圏域を単位として想定している。

②、「地域包括ケアシステム」の背景。

我が国は世界でも例のない超高齢化社会を迎えており、「団塊の世代」の約800万人が75歳の後期高齢者層となる2025年ごろまで急速に高齢化が進展していく予測である。特に75歳以上になると要介護リスクが高くなるとともに単身世帯や高齢者のみ世帯が増加し、加えて、今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、在宅生活を支えるための生活支援ニーズが急速に高まることが予測される。

また、高齢者の社会保障費を支える生産年齢人口は継続的に減少し、2040年には65歳以上の 高齢者1人を1.1人の生産年齢層が支えることになると推計されるなど、支える側と支えられる 側のバランスの悪さが懸念されている。

さらには、医療機関のベッド数の減少、入院期間の短期化など「施設から在宅へ」の流れの加速なども含め、地域全体で高齢者の暮らしや健康を守ることが必要とされている。

③、「新しい総合事業」とは。

介護保険制度の改正により、現在の要支援者への介護サービスの一部である「介護予防訪問 介護」と「介護予防通所介護」が、全国一律で提供されるサービスから市町村が実施する地域 支援事業へと移行され、「介護予防・日常生活支援総合事業 (新しい総合事業)」として実施さ れることとなった。

「介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)」は「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」とで構成され、「介護予防・生活支援サービス事業」は、要支援認定を受けた者(要支援1・2)と基本チェックリストの該当者が利用できる事業で、掃除・洗濯等の日常生活上の支援を提供する「訪問型サービス」、機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供する「通所型サービス」、栄養改善を目的とした配食やひとり暮らし高齢者等への見守りを提供する「その他の生活支援サービス」、総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメントする「介護予防支援事業(ケアマネジメント)」の4つのサービスがある。また、一般介護予防事業は、65歳以上の全ての者とその支援のための活動にかかわる者への事業で、介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業、一般介護予防事業評価事業、地域リハビリテーション活動支援事業がある。

「新しい総合事業」は、要支援者自身の力を最大限に生かしつつ、これらの事業と地域住民 等が参画する多様なサービスを総合的に提供する仕組みとして見直されたものである。

④、高齢者が住みなれた地域で暮らし続けるための白老町の取り組み。

ア、「地域包括ケアシステム」構築・推進に向けた体制づくり。

「地域包括ケアシステム」構築に向け、白老町では役場内部の組織である「庁内検討会」のほか、町内関係機関・NPO・民間事業者等が参画する「白老町地域包括ケアシステム構築検討会(以下「構築検討会」)」を組織し、取り組みを進めている。

「構築検討会」では、「医療と介護の連携検討部会」、「介護予防検討部会」、「生活支援・住まい検討部会」の3部会を立ち上げ、地域における現状把握や課題の抽出、意見の集約などを行うとともに、生活支援コーディネーターや地域おこし協力隊員、高齢者保健福祉グループや地域包括支援センターの職員が中心となり地域診断として町内会訪問を行い、より地域に密着した課題の掘り起こしや地域における社会資源の把握を精力的に行っている。

イ、「新しい総合事業」への移行。

平成29年度より、「介護予防・日常生活支援サービス事業」として、既に要支援の認定を受けている方や要支援相当の方を対象に、新しい訪問型サービス・通所型サービスを行うとともに、「一般介護予防事業」として、住みなれた地域で生き生きと暮らせるよう、65歳以上の方を対象に、新しい介護予防事業を行う。

要支援認定については、従来どおりに要支援認定を申請し、要支援と認定された場合は地域 包括支援センター等がケアプランを作成し、必要なサービスが受けられる。

サービスの内容については、従来の介護予防訪問介護、介護予防通所介護と同様のサービス を町が指定する「相当サービス」として実施し、基準を緩和したサービスについては今後の検 討とされている。

また、要支援と認定されない場合でも、基本チェックリスト(別添資料1)での判定による

「介護予防サービス事業」や「一般介護予防事業」の利用により、切れ目のないサービスが受けられるようになる。

ウ、介護予防の取り組み。

白老町の現状として、心筋梗塞、脳梗塞、脳出血の罹患が同規模自治体平均より多く、64歳以下で介護が必要な状態になる方、亡くなる方も同規模自治体平均より多いことから、必然的に医療費、介護給付費も同規模自治体より高くなっている。

このことを踏まえ、白老町の介護予防の最終目標を「健康寿命の延伸による介護給付費の適 正化」と掲げ、年齢層や介護の必要度に応じた施策を展開し、健康に暮らせる環境づくりの促 進、生活習慣病予防の推進に取り組んでいる。

健康に暮らせる環境づくりとしては、「健康体操」や「やさしいョガ教室」などの運動実践の場の確保や「高齢者元気づくり教室」、「介護予防サロン」、「地域サロン」などの生きがいづくり・交流の場の確保に取り組んでいる。また、高齢者の実態把握や介護保険制度の周知として「65歳訪問(平成29年度から75歳訪問に見直し)」を実施しており、介護相談の場として移動相談窓口の開設を図っている。

生活習慣病予防としては、特定健診や後期高齢者健診の勧奨を行うとともに受診後の保健指導や受診継続支援など個別のアプローチを重視した対応を行うことにより生活習慣病、また、その重症化の予防に取り組んでいる。

工、認知症早期対応に向けた取り組み。

地域包括ケアシステムの構築には、今後ますます増加が見込まれる認知症の方を主眼に置いたまちづくりが求められることから、白老町では国の認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)をもとに、認知症の方の地域での生活を支える体制整備を進めている。

現在は、新オレンジプランで示されている7つの柱のうち、「認知症の理解を深めるための普及・啓発の推進」、「認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護の提供」、「認知症の人の介護者への支援」、「認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進」を中心に取り組んでいる。

新たに平成29年度より地域包括支援センターに「認知症初期集中支援チーム」を設置し、町内の認知症サポート医や医療・保健福祉に関する国家資格を有する専門職の協力のもとチームを組み、認知症の人やその家族に早期にかかわることにより、早期診断・早期対応に向けた支援を実施する。

⑤、委員会の意見。

第1に、包括ケアシステム構築に当たっては、要支援者の把握に努めるべきである。生活支援コーディネーターが町内会回りなど、実態把握に努めていることは評価できるが、一層の要支援者把握のために、保健師、民生委員との情報共有、地域包括支援センターとの連携やアンケート調査の徹底が求められる。

さらに、既存事業の改良も行いつつ、一般介護予防事業の多様なメニューづくりに努めるべきである。町民の担い手育成も行いつつ、高齢者のふれあいの家、健康教室などサロン的な事業の充実、関連して空き家や空き店舗の利活用も検討すべきである。加えて、介護認定されて

いない方々の居場所、活躍の場所が必要と考える。

制度利用に当たっては、申請者の実態に応じた配慮が必要である一方、町民も主体的に参画できるよう、町民各位への主体的かかわりの啓発や勧奨も主導的に行っていく必要がある。

また、介護請求での混乱なども想定されるため、他自治体での対応や課題の情報収集に努めるべきである。今後は介護施策における行政支援のあり方も問われていくと考えられることから、行政対応のネットワークづくりも必要である。

高齢化率50%を見据え、また医療費の増大が見込まれる中、関係機関との連携がさらに重要となってくるものであり、制度構築に向けた分析やその結果を受け、担当課と理事者が一丸となって、町立病院建設など政策課題と緊密に連携した制度構築を図るべきである。包括ケアシステムが、在宅医療充実などの政策となって町立病院建設に反映されていくことが、新病院事業の成果充実、町民サービス向上の上で重要である。

今後の制度導入に当たっては、行政が一丸となって最重点施策の一つとして取り組むべきであり、病院建設事業など主要政策課題とも緊密なかかわりを持ち、真に支援を必要とする町民へのさらなる支援充実、また、町民の方々の主体的な参画の機会が開かれた、町民とともにある包括ケアシステム構築が図られるべきである。

(2)、産業振興の取り組みと国保病院経営改善と病院改築の取り組みについて。

視察先及び視察の概要は、記載のとおりですので、説明は省略します。

12ページ、④、委員会の意見。

ア、岩手県西和賀町(町立西和賀さわうち病院)。

1956年当時の乳児死亡率が全国最悪レベルであった旧沢内村は、「村の赤ちゃんの命を救いたい」という思いを胸に深澤晟雄村長が就任し、1962年(昭和37年)には沢内村地域医療実施計画が策定された。当計画には、その目的実現のために『誰でも、いつでも、最新・最高の包括医療サービスと文化的な健康生活の保障を享受することが必要である。』と掲げられており、今から50年以上前に現在の地域包括ケアシステムの基本的な考えが芽生えていた。白老町で進められる新病院も、沢内村の包括医療計画の精神にある、包括ケアシステムの拠点としての使命があると考える。

診療科、特に透析科については、本町でも人工透析科を設置する議論が始まっているが、町立病院改築基本構想においては、専門医、スタッフの確保が困難との見解が示されている。人工透析事業が行われることは理想であるが、「やる気の問題」だけでは済まされない「困難」を視察先では感じた。一方で、町民の願いをかなえるべく、「困難」に立ち向かうことこそ重要という姿勢も、特に町民の生命身体を守るという医療の崇高な使命実現のためには必要である。

また、職員が働きやすい環境を整え、働く意欲づけがされていること、「医療の質」を上げる研修の充実、転院・入院時に患者さんとの思いを共有するカンファレンスの実施、町外の基幹病院や開業医、行政、介護施設との地域連携も見習うべきである。

イ、岩手県大船渡市。

近年、水産資源は海水の変化などで低下傾向にあり、水産加工業者は材料の確保に苦慮している。白老町においても水産資源の適切な管理と漁業経営の安定の両方を確保するためつくり

育てる漁業への支援が重要と考える今後水揚げをふやすためには、安定的な種苗の確保のための協力体制の確立、財源確保、潜水夫の養成、資源管理等の方向性を模索し、このような課題に早急に取り組むべきである。栽培・増殖事業の継続により、漁家経営の安定化、新規の漁業者の確保にもつながるので、町は「つくり育てる漁業」の事業は将来性のある漁業であることの認識を持つことが必要である。

また、大船渡魚市場は水揚げから荷さばき、搬出までを一方通行にしてあり、徹底的に衛生管理がされていた。魚を絶対に床に置かない、排気がない電動フォークリフトを使用する等、食に対する安全が強く感じられる施設であった。またIT化により効率的に業務が行われている等、最先端の魚市場が整備されており、今後の魚市場整備の理想的な方向性が示されていたと考える。

ウ、宮城県気仙沼市。

気仙沼ブランドが確立した背景には、過去全国各地に産地偽装・食品偽造の事件があり、食に対する安全がより求められるようになった。気仙沼では衛生管理に対する意識を強く持ち、業界が積極的に取り組んでいた。地域ブランドを確立するためには、行政だけではなく、業界だけでもなく、双方の積極的な取り組みが重要であった。白老町の特産品もブランド化する動きがある。厳しい審査基準を設け、信頼される制度となるよう制度構築が必要である。

また、インターネットなどを活用し、ブランド化した商品情報をいかに発信し、全国・全世界に市場を拡大していくかは白老町の産業を支える上で必要である。同時に、水産資源の安定確保は重要な課題である。白老町の未来を、どの産業で支えていき、町はどう支援していくのかを真剣に考えるべきであると考える。

安全安心な製品出荷、ブランド化のためにも、白老町水産加工工場も衛生管理が必要であるが、中小の加工業者が衛生管理事業を実施するためには、工場改修費等で大きな負担を強いられることから、負担が軽減できるような補助金の活用を探る方策も必要である。さきの「しらおいブランド認定制度」の構築に向けても、おいしい商品に加え衛生面でのPRを併用する取り組みをどのようにするか、「気仙沼地域HACCP」を参考に本町でも安全・安心に消費者に提供できる事業を進めるべきである。

以上であります。

- ○議長(山本浩平君) 続きまして、広報広聴常任委員会氏家裕治委員長、お願いいたします。
 〔広報広聴常任委員会委員長 氏家裕治君登壇〕
- **〇広報広聴常任委員会委員長(氏家裕治君)** 所管事務調査の結果報告について。 本委員会は、所管事務調査を終了したので、その結果を次のとおり報告します。
- 記、1、調査事項、(1)、常任委員会、①、子ども議会の開催について、(2)、小委員会、①、議会広報の発行及び広報広聴の調査・研究。
- 2、調査の方法、3、調査日程、4、出席委員、5、職務のために出席した者の職・氏名、 6、団体からの出席者は、記載のとおりです。
 - 7、調査報告。

本委員会は、所管事務調査として子ども議会の開催、議会広報157号の編集・発行及び議会広

報の調査・研究が終了したことから、次のとおりその内容を報告する。

(1)、常任委員会。

広報広聴常任委員会は、しらおい子ども議会に参加し「いじめや差別をなくすために、私たちのできること」についての報告を受けた。昨年に続き2回目の開催となったが、各学校の取り組みが紹介され、今後の対策を「白老町いじめや差別の根絶に向けた取り組みに関する調査特別委員会」において、①、挨拶運動の推進、②、相談体制の充実、③、講演会等の実施を3つのキーワードとして、身近な問題について関係者と議論を深めた。その後、子どもたちから調査結果の報告がなされた。

委員会の意見として、平成26年3月に制定された「しらおいこども憲章」では、白老の子供たちが未来に向けて、夢や希望を持ち、みずから努力し未来をつくることを定めている。町内の各小中学校において、子どもたちがこども憲章推進委員として活動する中、次世代を担う小中学校の児童生徒に、議会制民主主義の理解や白老町のまちづくりに関心を深めてもらい、今後のまちづくりの参考とすることを目的に開催される子ども議会は、子どもたちの今後の成長・人格形成を見守る上で大変重要な取り組みと考えることから今後の継続開催を期待するものである。

(2)、小委員会の活動。

小委員会は、議会広報157号の編集・発行、それから広報広聴に関する調査研究を行った 以上であります。

○議長(山本浩平君) ただいまそれぞれの常任委員会から報告がございましたが、この報告 に対して何か質問がございましたらどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山本浩平君) 質問なしと認めます。

それでは、これをもちまして各常任委員会の報告は報告済みといたします。

ぶは、これをもちまして谷吊仕安貝云の報告は報告済みといだします。

- ◎特別委員会の調査報告について(白老町財政健全化に関する 調査特別委員会)
- O議長(山本浩平君) 日程第30、白老町財政健全化に関する調査の件を議題に供します。 本件につきましては、白老町財政健全化に関する調査特別委員会より委員会の調査報告書が 提出されております。

委員長の報告を求めます。

小西秀延委員長。

[白老町財政健全化に関する調査特別委員会委員長 小西秀延君登壇]

〇白老町財政健全化に関する調査特別委員会委員長(小西秀延君) 委員会報告書。

本委員会に付託された下記の案件について、その調査を終了したので調査結果を白老町議会 委員会規則第21条の規定により報告します。

記、1、付託事項、白老町財政健全化に関する調査。

2、調査の方法、事務調査。

- 3、調査の経緯及び日程、4、出席委員、5、説明のために出席した者の職・氏名、6、職務のために出席した者の職・氏名は、記載のとおりです。
 - 7、財政健全化の取り組み経過。

平成25年度策定の「白老町財政健全化プラン」は、平成19年度から続く「白老町新財政改革プログラム(平成22年度改訂版)」の見直しに基づく改訂版として策定する予定であったが、平成24年度の町税及び地方交付税の歳入欠陥に直面したことから、急遽重点事項や削減項目を検討し、新たに策定したものである。

その後、重点項目に基づき、第三セクター等改革推進債の償還期間延長等の対策を講じることによって、収支の改善をしたものであるが、平成25年度決算以降の実質収支は、1億3,400万円、3億7,300万円、4億2,700万円となっており、徐々にではあるが、財政状況が改善している状況となっている。

- 8、財政健全化に係る重点事項の見直し概要。
- ①、港湾事業。

国の事業費が当初想定よりも抑制され、港湾整備の完了年度が大幅に延長となる見込みで、 原則として現状規模での取り組みを継続する。

また、上屋施設等の利活用に向けた継続的な取り組みが必要である。

②、第三セクター等改革推進債。

原則として、工業団地の土地売払収入があった場合、その収入を原資として繰上償還を行い、 一層の公債費及び償還期間の圧縮を図るものである。

事務事業。

今後においても常に改善に努めていく。

しかし、一定程度、必要な経費については予算措置を行うことも課題と捉え、適切な町民サ ービスの提供を検討していく。

④、補助金。

原則として、「補助金の見直しに関する基本方針」に基づき、補助金の適正化に努めるが、現 状等を勘案し、見直しの必要性が生じた場合は、適宜検討を行う。

⑤、公共下水道。

原則として、使用料の定期的な見直しを行い、運営する。なお、今後は、施設の老朽化等への対応など経費の増大も見込まれることから一層の経営改善に努め、繰出金の縮減を図る。

⑥、国民健康保険事業特別会計。

累積赤字を一般会計からの繰出金で補填し、平成30年からの都道府県単位化への制度移行後は、保険税改正による納付金の財源の確保を図る。

⑦、公共施設。

今年度、「白老町公共施設等総合管理計画」を策定し、町が保有する公共建築物の総量を今後 20年間で30%削減することとし、老朽施設更新対策経費を継続的に確保するとともに、大規模 改修等に備え、毎年度一定額を公共施設等整備基金へ積み立てる。

⑧、人件費。

職員の適正化については、行政課題の増加、懸案事項への対応など、職員の増加要因があることから、類似団体の状況や業務量調査をもとに必要な職員数を確保し、事務事業の整理、合理化等を進める。

給与削減については、理事者の給与削減率を任期中、町長10%・副町長8%・教育長6%とし、職員は削減率を現状のおおむね5割の率に緩和し、実質公債費比率が18%を下回る決算が確定する年度末までの継続とする。

管理職手当の10%削減は28年度末をもって終了します。

⑨、バイオマス燃料化事業。

暫定的な運転を継続し、燃料化施設運営経費のさらなる縮減を図る。

施設の有効利用や効率的な生産方法の調査研究を実施するため、室蘭工業大学との共同研究 を実施し、今後の全面稼働に向けた検討を行う。

⑩、白老町立国民健康保険病院事業。

「病院経営改善計画」に基づき、患者数目標値、収支計画及び施策項目を着実に実行する。また、外科常勤医の早期確保を目指す。

①、病院改築事業。

「白老町立国民健康保険病院改築基本方針」を策定し、重要事項の方針を決定していくものとする。

9、調査結果に基づく意見。

本委員会は事務調査、委員間の自由討議を経て健全化プラン見直しに対し、以下の意見を報告するものである。

①、港湾事業。

本委員会では事業を推進し、また、国への事業費要望を強化し、港の完成を目指すという意見と、現行事業を凍結し、他の政策に予算措置を検討すべきという意見に分かれ、結論には至らなかった。

しかし、第3商港区のあり方については、プレジャーボートのさらなる活用や他港との連携 により、新たな方向性を示すべきである。

また、上屋施設等の積極的な活用、漁港区の狭隘化の改善を図るべきである。

②、第三セクター等改革推進債。

第三セクター等改革推進債の償還期間は20年間に延長されたが、工業団地の土地売却、土地貸し付けを強力に推進し、繰上償還の増額を図り、公債費のさらなる圧縮に努め、早期完済を目指すべきである。

③、事務事業。

事務事業は、健全化プランと「事務事業の見直し方針」を引き続き推進しつつ、必要な町民サービスについては、新たな取り組みなどを検討し、予算措置すべきである。

④、補助金。

原則的に、「補助金の見直しに関する基本方針」に基づく運用の継続が望まれる。 適宜検討を行う場合において、補助目的にあった条件整理の検討が必要である。

⑤、公共下水道。

下水道施設の維持更新には多大な経費が見込まれ、会計上厳しい運営が想定されている。今後は、人口減少が想定されており、施設規模も人口に見合ったものの検討が必要である。

また、不明水対策においては、費用が膨大とならぬよう調査・研究が必要と考えられる。

これらのことを勘案し、会計の効率化により、繰出金の縮減を図り、料金改定の際には極力町民負担の増加にならぬよう、方策を講じるべきである。

⑥、国民健康保険事業特別会計。

会計上、一時は黒字化したが、近年、非常に厳しい財政状況で推移している。

今後も、保険・医療・福祉の3連携により、町民の健康に対する意識向上を図り、健診受診率を上げ、特に重病化を抑制し、医療費削減に努めることが重要である。

また、収納率においては、健全化プランの目標値を確保しつつ、収納率の一層の向上に努めるべきである。

⑦、公共施設。

本町が保有している公共施設の多くは老朽化が進んでおり、今後維持していくためには多額の財源が必要であるが、老朽施設の更新対策経費の継続的な確保と大規模改修等に備えた、公共施設等整備基金への一定額の積み立ては評価できる。

ただし、経費が多額となることから増額の検討は必要であると考えられる。優先順位を明確 化し、着実に実行すべきである。

また、統廃合の推進に当たっては、町民との十分な協議が必要である。

⑧、人件費。

職員給与については、現状のおおむね5割に緩和することに賛同する意見と緩和を段階的かつ慎重にとの意見、また、バイオマス・港湾の政策転換を前提に段階的に緩和するとした意見が出された。

また、「実質公債費比率が18%を下回る決算が確定する年度末まで」の文言を削除すべきである。

理事者の給与削減率は、慎重に検討すべきとの意見、職員との整合性を図るべきとの意見、 現状の5割に緩和するとの意見が出された。

また、人件費の削減率を緩和するのであれば、政策的に見える形で町民負担の軽減、または新たなサービスの構築が図られるべきである。

人員管理については、適材適所・組織の見直し・行政課題などを勘案し、人口減少に見合うよう検討すべきである。

⑨、バイオマス燃料化事業。

燃料化施設の運営では、燃料化に必要な副資材(ペットボトルや雑紙)は、再度、町民に必要性を周知し町民の理解と協力により、副資材を町内で収集可能な範囲において最小限の稼働により、コストの削減を図っていくべきである。

施設のあり方については、国への補助金、起債の一括返還は現状不可能であるので、施設の 有効利用や効率的な生産方法の調査研究を実施し、コスト削減しながら運転を継続するとした 意見、国の補助金、起債の一括返還の時期の検討に入るべきとの意見、また、稼働の中止、休止もしくは最小限での稼働により、町民負担と財政負担を軽減すべきとの意見が出された。

⑩、白老町立国民健康保険病院事業。

「白老町立国民健康保険病院経営改善計画」に基づき入院・外来患者数の増加を着実に実行 し、医業収益の増収と医業費用の削減を図り、一般会計繰出金の縮減を目指すべきである。

また、町長は病院管理者として、外科の常勤医の早急な確保に向け最善の努力をすべきである。

⑪、病院改築事業。

病院改築については、個別に議論を深めることが適切であると判断し、今後、別途会議体を 設置の上、検討することとする。

10、収支見通し。

全体の収支では、徐々に改善の兆しが見えている状況にあるが、今後も大切なのは、財政規律を損なわないことである。財政均衡を厳守するためにも、収入を勘案して支出を決める「入るを計って、出るを制す」をもとにした財政運営を行い、財政再建を果たすべきである。

また、身の丈に合った行財政で、将来に不安を残さぬよう起債残高を極力減少させ、実質公債費比率の減少も図り、将来的には10%を切ることを目標に財政運営を行うべきである。

今後、政策転換または大きく財源が変動するなど健全化プランと大きな乖離が生じる場合に は期間にとらわれることなく、見直しを行うことを提案するものである。

以上のとおり、本特別委員会で慎重審議の上、報告するものであり、財政健全化プラン見直 しに際し、十分尊重されることを望むものである。

また、財政状況は徐々に改善されているものの、まだ、十分と言える段階ではなく、2度の 財政危機を迎えた責任を自覚し、今後も、財政規律を遵守し、一日も早い健全な財政と将来に 明るい希望の持てるまちづくりに邁進されたい。

議会においても、2度の財政危機を迎えた責任を忘れることなく、議会の役割を果たしてい くものである。

以上であります。

〇議長(山本浩平君) これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑がございましたらどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山本浩平君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

白老町財政健全化に関する調査特別委員会の調査は、報告済みといたします。

お諮りいたします。これで白老町財政健全化に関する調査を終了いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(山本浩平君) ご異議なしと認めます。

よって、白老町財政健全化に関する調査を終了いたします。

◎諸般の報告

○議長(山本浩平君) 日程第31、議長から諸般の報告をいたします。

休会中の各委員会における所管事務等の調査について報告いたします。各常任委員会の委員 長から、委員会規則第17条の規定により、お手元に配付いたしました通知書のとおり休会中に おける所管事務等の調査の申し出がございました。各常任委員会においては、調査等よろしく お願いを申し上げるところでございます。

次に、皆様には要望書等3件を前もって配付しております。議会運営委員会で参考配付を決定した要望書等については、皆様に事前に配付しておりますが、それぞれ関係する団体等から提出され、いずれも重要事項の解決、要望を趣旨としたものであり、各議員におかれましてはその趣旨を十分ご理解賜り、それぞれの立場でしかるべき措置をいただくことをお願いをいたしたいと思います。

◎休会の議決

○議長(山本浩平君) 日程第32、休会についてお諮りいたします。

通年議会のため明年1月5日まで会期となっております。あす12月16日から明年1月5日までの26日間を休会いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(山本浩平君) ご異議なしと認めます。

よって、明日12月16日から明年1月5日までの26日間を休会とすることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長(山本浩平君) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。 本日はこれをもって散会いたします。

(午後 5時01分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 山 本 浩 平

署名議員大渕紀夫

署名議員及川保

署名議員本間広朗